



豚流行性下痢(PED)に対する防疫体制の積極的支援と早急な根絶対策を求める意見書(鹿児島県鹿屋市議会(第二三三三七号))は本委員会に参考送付された。

### 本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)

農業者戸別所得補償法案(大串博志君外六名提出、第百八十三回国会衆法第二六号)

農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆法第六号)

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆法第七号)

環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆法第八号)

括審議官松島浩道君、消費・安全局長小林裕幸君、経営局長奥原正明君、農村振興局長三浦進君、水産庁長官本川一善君及び内閣官房内閣参考官村井正親君の出席を求め、説明を聴取いたしました。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田道孝君。

○池田(道)委員 もはようございます。自由民主党の池田道孝でございます。よろしくお願ひをいたします。

○坂本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案並びに第百八十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案及び大串博志君外六名提出、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産大臣官房総括審議官荒川隆君、大臣官房総

なく安定的に続けられてきた農政はほかになかつた、この点につきましては非常に評価をいたしております。

まず、米の固定支払い制度についてでございますが、民、民主党的案でございますが、生産調整を前提としておりますが、逆に言えば、幾らでも作付できる、そしてまた、安倍総理が四十年ぶりに減反制度を廃止したと言うのは全く事実に反すると

いう御趣旨でござりますけれども、農家の方々は、四十年以上にわたって減反制度に協力をいたしております。

後半につきましてはなかなかそこまでいっておりませんけれども、その中で、片方では必ず生産調整をした方々に交付金を払うことでございませんので、農家の方々にとりましては、あくまでも生産調整ということでござります。

いわゆる、総理がおっしゃつておられるることは事実に反するということにつきましては、農家の方々にとつては疑惑を感じるところでござりますけれども、その点についての御所見をお伺いいたしました。

そこで思い出しております。一刻も早い終息宣言を出せるように、地元熊本県を初めとして、関係の皆さん方と御協議していただきながら、政府ど

しては万全の体制をとつていただきたいと強く要望をいたしております。

四月中旬になりますと、もう早いところでは田植えが始まります。そしてまた、これからゴールデンウイークにかけまして、水路の清掃あるいは草刈りという田植えの準備が始まります。特にこ

とは、農政の大改革ということで、そうした作物の合間に、これから農政についての話が必要となります。

ベナルティー型の減反制度が、我々民主党政権の中で、初めてここは廃止されたという認識であります。というのは、それまでのいわゆる減反制

度に関して言えば、減反に参加しなければ補助をもらえないかつたり、あるいは次年度の生産調整枠が、その割り振りから非常に不利な扱いがあつた

りという形で、参加しなければ何らかのマイナス、ペナルティーがあるというものがこれまでのいわゆる減反でありました。

ただ、民主党政権になつて、生産調整は残しまして、農家の皆さんからも高い評価を得てきた、な

ど、農家の皆さんからも高い評価を得てきた、な

りまして、逆に言えば、選択的減反制度に変わったというふうに認識をしております。

ですから、逆に言えば、戸別所得補償制度に基づく交付金を放棄すれば、幾らでも生産ができるし、幾らでもまた輸出ができる、そのことをしたことによって何らかのペナルティーを受けることはなくなつたという意味で、ペナルティー型の減反制度は民主党政権の戸別所得補償制度の導入を機に廃止された、こういう認識を申し上げた次第でございます。

○池田(道)委員 ありがとうございます。

農家の方々にとりましては、実感としては、それがなかなかそこまで、今御答弁のような感じには受け取れないと思います。

いわゆる生産調整をした方々に対しても、十アール当たり一万五千円。我々の岡山県のよう

に、零細農家の多いところ耕作面積が一戸当たり〇・七ヘクタールでございますが、百ヘクタール以上の話というのはとてもできないんすけれども、百ヘクタールを耕作されておられるところでは、当然、一万五千円で、四十ヘクタール生産調整すれば、六十ヘクタール分で九百万円というのが、ただで、ボーナス的にもらえるわけでございます。

○玉木議員 お答え申し上げます。

池田先生は、瀬戸内海を挟んでお隣の県でござりますので、御質問をいただきまして、ありがとうございます。

我々地域にとりましては、平均十ヘクタールくらいの大規模農家、十ヘクタールでも、六ヘクタールで九十万円、半分、五ヘクタールで四十五万円、これが何もしなくとももらえるわけでございますから、その実質的な収入分についてはいいんです。

それともう一点は、いわゆる耕作面積の多い方々については八割ぐらいの方々が恩恵を受けておられますけれども、実際の零細農家を含めた農家の割合、いわゆる水稻の共済の受け戸数の割合でいくと、六割程度でございます。ということは、ほとんど利用ができない。

例えば、先ほど言いました岡山県では、〇・七ヘクタールの標準農家の方々であつても四十アール、四十アールから十アール引きますので三十

アール、四万五千円ですと、それに参加するつもりはないということにならうかと思います。

その点ど、もう一点は、先ほど申し上げましたように、どうしても生産調整というのが農家の方々は頭にありますから、それに参加されておられる方々は、参加しなくてもWCSあるいは飼料用米を作付すれば八万円という金額の支払いが可能でございます。それがやはり、生産調整しなくとも、つくりさえすれば八万円いただけるというのはいかがかなと。

それと関連して、酒造メーカーの方々からもお話を出たわけでございますけれども、酒米をつくつてもらえない、片や、稻か草かわからないような水田の耕作でも八万円もらえるというような厳しい御意見も伺つたことがあるわけでございまが、その点につきましてはいかがお考えでございましょうか。

○玉木議員 池田先生の質問にお答え申し上げま

岡山県と香川県はほぼ同じ平均耕作面積でありますし、香川県は六反強だったと思います。ですから、岡山県とほぼ同じ感じで、私も、戸別所得補償制度を導入したときに、我々にはメリットがないなど正直思つたんですね。

ただ、この委員会でも何度も議論がありましたが、戸別に小さな農家に対して販売価格と生産費の差額を全部埋めようとすると、やはりそこは構造改革を阻害する面があるのではないかということ、全国一律の平均的な販売価格と平均的なコストの差である反当たり一万五千円を全国一律で交付することに決めたわけであります。

その結果、確かに大きなところに有利でありますし、五へクタール以上の農家でありますと九八%以上の加入実績があります。それに対して、五反未満でありますと五十数%台の加入ということで、今先生がおっしゃつたとおり、確かに大きくなればなるほどメリットがあるので、みんな入るわけですね。小さい、いわゆる五反百姓みたいなどこは、入つても余りメリットがないので、

先ほど申し上げたように加入率が半分強、まさにそこに出ていると思います。

ただこれは、構造改革を進めていくこと、そして岩盤対策として農家の所得を補償していくこと、この二つの要請のバランスをとる中で決めた一つの制度でありまして、二ヘクタール以上の農家であると、もうと収益が何とか出る、二ヘクタール未満であると、これはもうつてもなかなか収益が出ないということで、この境にあるところで何とか構造改革を促して、収益のある世界に早く移行していってもらう。そのためには、面的構造改革もあわせて持つて進めていきたいということで、制度を設計したものであります。

また、二つ目の質問でありますけれども、それは、飼料用米やホーリックロップサイレージなどは生産調整の条件がかかるつていらないじゃないか、これはそのとおりでございます。

これも、制度設計をするときに悩んだ一つの問題ではありますけれども、ただ、既に一〇〇%の自給率を達成している主食用米と異なり、いわゆる戦略作物として今後その自給率や生産を拡大しないかなければならないといった飼料用米等については、生産調整の枠をかけずに、ある意味、さらに自由につくつていただくということで、生産調整の枠は外した次第でございました。

○池田(道)委員 ありがとうございました。

玉木先生のところも、全国で有数な、ため池の多い、逆に言うと水の少ない地域でございます。私たちのところも、農業用水に非常に困るという地域でございます。そのわずかな、貴重な水を利用しながら水田農業をやつているわけですが、そのためには水利の清掃、そしてまた草刈り等が当然重要になつてまいります。

始めた時点からでございますが、非常にいい制度だということで、地域にその組織をつくつていただきましてやつているわけでございます。私も、提出案におきまして改善の内容を盛り込んで

地域直接支払制度の対象地域は別といたしまして、なかなか組織率が上がらないというのが事実だと思います。これは政府、そして民主党さんの両者にお尋ねをいたします。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

農地・水保全管理支払いが伸び悩んでいる理由と、このことでございます。

農地・水保全管理支払いの活動組織数は全国で約一万九千組織で、近年横ばいとなつておりますけれども、これにつきましては、農業者以外の地域住民の参加というのを要件としているということが、それから、良好な景観の形成のための植栽などの地域における環境保全活動を要件としていることなどによりまして、地域によつては取り組みにくい面があることなどによると考えております。

このため、今回創設いたしました農地維持支払につきましては、より取り組みやすい制度とする観点から、非農業者の参加を要件とせず、農業者のみの活動組織でも取り組めるようにするとともに、農地のり面の草刈りですか水路の泥上げといった農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動も支援対象とするということとしたところがございます。

これまで農地の集約が進んでまいります。進んでいきますと、現状もあるわけですが、農地を貸しておられる方々は、水路の清掃には参加しない、農業をやつておられる方だけやつてほしいといふことで、今、政府案では、農家のみの団体の方々にも支給するという制度が新たにできましたけれども、これは、これから中間管理機構等を使いまして農地の集約が進んでまいります。進んでいきますと、現状もあるわけですが、農地を貸しておられる方々は、水路の清掃には参加しない、農業をやつておられる方だけやつてほしいといふ地域も出てきておられるわけでございます。従来の地域、いわゆる住民協議会、町内会等いろいろな団体を通じて一緒にやつておられる場合と、そうでない、いわゆる農業に従事しておられる方々だけでおやどした場合には、この制度が非常に重要なことがあります。

○大串(博)議員 お答え申し上げます。

農地・水保全管理支払い、確かに、カバー率が全国三四%、いい制度というふうに言われていて割にはなかなか伸び悩んでいるというのは御指摘のとおりでございまして、政府の方からも今その要因等々に關して説明がありましたけれども、私たちも、その内容に關しては理解するところであります。

さらには、私たちの方でいろいろ分析した中でも、例えば事務手続の煩瑣な面、農村において高齢化が進む中で、なかなかこれを事務として扱つてくれる方がいらっしゃらないんだ、こういった御指摘もいただきました。

こういったことも含めまして、私たちとして

おりまして、例えば、事務手続の一層の簡素化を図る、それによつて実務上の負担を軽減する。さらには、さらに活用していただきやすくなるようして岩盤対策として農家の所得を補償していくこと、この二つの要請のバランスをとる中で決めた制度として、我々は、今回、農地・水、これまで予算措置で行つてきたものを法律化するという

ことで、関連の三法として提出しているものであります。

○池田(道)委員 時間が参りましたので、最後に一点だけお尋ねをいたします。

今いろいろな形でお尋ねをいたしましたけれども、戸別所得補償制度、非常にいい制度ということを冒頭に申し上げました。そうした中で、四年の間、水路の改修であるとか土地区画整理事業、いわゆる圃場整備等のハード事業が停滞をいたしました。そのことにつきましては、農業に従事されておられる方々の生産性の向上であるとか、あるいは生産意欲というものを阻害してきたというふうに思っておりますけれども、両面はなかなかできないんだということかどうかわかりませんけれども、その点について、最後にお尋ねをいたします。

○玉木議員 お答え申し上げます。

大変重要な御指摘をいただきました。

限られた財源の中での経営の安定を図るために戸別所得補償を入れたときに、その財源をどこから持ってくるのかというのに、ペイ・アズ・ユー・ゴーということで、いわゆるNN予算、農業農村整備の予算を、前年度に比べて、一部削つたことは事実でございます。

ただ、我々は、例えば野球でいうと、選手を育成する話とグラウンド整備をきちんとやることは、一緒になつてやらないと強いチームはできなといいうのはそのとおりだと思いますので、苦しい中でこのNN予算の確保にも努めてきたわけであります。ただ、二十二年度、政権交代した一番最初の予算の当初予算では大きく減りましたけれども、その後の予備費、補正予算、そういうことを苦労してかき集めて、何とか苦しい中でその維持を図つてきました。

例えば、私は、地元のことを言って申しきれいですが、香川用水の予算は、それまで二億円ベースだったんですけども、その後二年間は十億円ぐらいまで伸ばして、本当に必要なところは頑張つてつけてきた、こういう苦労もあつたとい

うことも御理解いただければ存じます。  
○池田(道)委員 ありがとうございました。時間が参りましたので、質問を終了させていただきま

す。

○坂本委員長 次に、玉木雄一郎君が参りましたので、質問を終了させていただきま

す。

まず、法案の審議に入る前に、家畜防疫に関して何点か確認をさせていただいてから法案の内容に入りたいと思いますけれども、冒頭お伺いしたのは、熊本県で発生をいたしました高病原性鳥インフルエンザへの対応について伺いたいと思います。

きょうは、大変お忙しい中、加藤副長官にお越

しをいただきましたので、まず伺いたいと思いま

す。

十三日の午前八時に正式に疑似患畜と判明したというふうに事務方から伺っておりますけれども、この十三日の午前中、総理はゴルフをされ

いたというふうに認識をしております。新聞の首

相動静を見るに、その旨書かれておりました。

確認をしたいのは、農林水産省としては、疑似

患畜であることを午前八時に確認したときに、す

ぐに総理に報告をしたというふうに聞いております。私は、ゴルフをするなどは言いませんけれども、やはり関係閣僚が緊急に集まつてこう

した対策をしている中で、そのままゴルフを続けられたという判断は、これは総理の判断ではある

うかと思ひますけれども、今副長官がおつしやつ

たように、人への影響がないので、特にゴルフをやめるような話ではないと判断をされたというふうに、私はそういう印象を受けました。では、農家や農業に対しても甚大な影響があつても、人の生

命等々に影響がなければ、それは軽微だと判断をされたということなんでしょうか。

今、TPPもそうですし、後に少し質問しますが、豚のPEDの問題も出ております。農家はいろいろな意味で不安を抱えている中で、これは常

レーを続行するわけですね。プレーをされるわけ

であります。

この後、九時半からは林大臣も参加して対策本部を開かれますし、十一時からは関係閣僚会議が開かれることになるわけありますけれども、総理がその後のプレーをやめずにゴルフを続行する

という判断をされたその根拠、理由は何でしょうか。

○加藤内閣官房副長官 正確に言うと、続行とい

うか、判断をした上で、そこからスタートしたと

いうことになります。

今回の事案については、その検査結果の報告の中でも、昨年來中国で発生している、人への感染が確認されているH7型の鳥インフルエンザではなく、感染リスクがかなり低いH5型の鳥インフ

ルエンザであったこと、また、その段階では一つの鶏舎に感染状況がどどまつていたことなどを総合的に勘査して、関係閣僚会議の開催ということになつたところでございます。

○玉木委員 まだこれからどういうふうな展開を

するのか、あつてはならないことですけれども、二例目、三例目、可能性が全くゼロではないわけですね。

実際、こうして緊急の関係閣僚会議も開かれております。私は、ゴルフをするなどは言いませんけれども、やはり関係閣僚が緊急に集まつてこう

した対策をしている中で、そのままゴルフを続けられたという判断は、これは総理の判断ではある

うかと思ひますけれども、今副長官がおつしやつ

たように、人への影響がないので、特にゴルフを

やめるような話ではないと判断をされたというふうに、私はそういう印象を受けました。では、農

家や農業に対しても甚大な影響があつても、人の生

命等々に影響がなければ、それは軽微だと判断を

されたということなんでしょうか。

今、TPPもそうですし、後に少し質問しますが、豚のPEDの問題も出ております。農家はい

る

ことです。

○玉木委員 ということは、そのときは総理はプレー中ではなかつたということですね。

○加藤内閣官房副長官 そのとおりであります。

○玉木委員 次に伺いたいのは、そういう情報を

総理は秘書官経由で聞いて、その後、結局、プ

識的な判断として、常識というのはいろいろな考えがありますけれども、一方で、国家のトップがゴルフを楽しめ、その一方で、生活がかかり、地域の産業はどうなるのかと真剣に心配されている方もいるわけですね。

今、人命に影響がないからそのままゴルフをしたというのは、私は少し御答弁としてはいかがなものかなと思いますけれども、改めて、いかがで

しょうか。

○加藤内閣官房副長官 ゴルフをするかしないか

という判断ではなくて、どういう対応が必要かと

いう判断の中で、先ほど申し上げた理由の中で、この状況であれば、関係閣僚会議で対応すべきか。

○加藤内閣官房副長官 ゴルフをするかしないか

うか、判断をした上で、そこからスタートしたと

いうことになります。

今回の事案については、その検査結果の報告の中でも、昨年來中国で発生している、人への感染が

確認されています。この状況であれば、関係閣僚会議で対応すべきか。

こういう判断をしたところであります。

○玉木委員 それが総理の判断だったというふうに理解しております。

○玉木委員 8時に話を聞いて判断すれば、十一時の会議に戻つてくることも可能だつたと思います。ただ、そのことをされなかつたということについては、それが総理のお考えだし、ある意味、今回の鳥インフルエンザに対する思いだつて理解をさせていただきたいと思います。

○玉木委員 こういう判断をしたところであります。

○玉木委員 8時に話を聞いて判断すれば、十一時の会議に戻つてくることも可能だつたと思います。ただ、そのことをされなかつたということについては、それが総理のお考えだし、ある意味、今回の鳥インフルエンザに対する思いだつて理解をさせていただきたいと思います。

○玉木委員 加藤副長官、お忙しいと思うので、こちらで結構でございます。

○玉木委員 次にまだ判明していないというふうに承知を

しているんですが、現時点において、この朝の時

点において、最新の情報を教えていただきたい

です。この感染経路、どういうルートで今回の鳥

インフルエンザが発生したのか、最新の情報を教

えてください。

○小林政府参考人 鳥インフルエンザの感染経路のことについてお尋ねでございます。

○小林政府参考人 のことについてお尋ねでございます。

○小林政府参考人 感染経路を究明することは、今後の効果的な防除措置をとる上でも大変重要な課題であるというふうに考えております。

○小林政府参考人 このため、四月十三日に、家禽疾病の専門家の協力のもとで、疫学調査チームを設置して、現地で感染経路等に係る調査を実施しております。また、ウイルスの分離検査、遺伝子解析等を進めて

いるところでござります。

今後、こうした調査結果及びウイルス分析結果を踏まえつつ、引き続き、熊本県と連携して感染経路の究明に努めてまいりたいと考えておりますが、現時点では確定的な究明はまだされておりません。

○玉木委員 口蹄疫のときもそうだったんですねけれども、感染経路を正確に把握するのは難しいと思います。私の理解では、あの宮崎県の口蹄疫も、いまだにどういうルートだったのかは判明していないというふうに理解しております。ただ、感染ルートがある程度わからないと、少なくとも幾つかの選択肢に絞り込まないと、効果的な対策は打てないと思うんですね。

報道によると、渡り鳥が今回はその一つの要因ではないかというふうに言われておりますけれども、それが渡り鳥経由だった場合と、例えば、誰か人間がそいつたウイルスを持って、船あるいは航空機を通じて国内に持ち込んだというパターンも考えられるわけあります。

そこでお伺いしたいのは、水際対策であります。口蹄疫のときもそうでありましたし、前回の鳥フルのときもそうだったと思いませんけれども、外国との直接航路を持つている空港なんかでは、よく玄関マットに液を浸したようなものを置いて、ここを踏んでくださいといふようにやっているんですね。私もそういうところを通ったことがあります。しかし、それこそ玄関マットぐらいの小さなものを置いていて、またいでいたりするわけですね。あるいは、確実に踏んでいるかどうかを検査している人も特に置いているような感じではありません。

とにかく、都道府県に指示して、何かやつたよという実績だけ残すような対応になつていていますのが現場でありますかといふことでありますので、改めて確認したいのは、現時点において、感

染ルートが不明な中で、この水際対策に対しても、農林水産省としてどういった対応をしているのか、また各都道府県等に対して指示を出しているのか、お答えください。

○小林政府参考人 今先生の御指摘で、感染経路がはつきりしていない以上、徹底的な対策をとるべきだ、特に水際対策が重要だという御指摘でございます。

○小林政府参考人 御指摘のとおりでございまして、まず、この監視、それから国内での広がりを防止するといふことがいずれも重要な点でございます。

水際対策につきましては、今御指摘いただきましたように、例えば、マットを置く、入国者について検疫をしっかりと行なう。あるいは、検疫探知犬というものも配置しております。こういったものでしつかりやつしていくところでございます。

各県にはしつかりとした対応を呼びかけておりますし、空港の協力も得ておりますけれども、今後、さらにしつかりと、継続よいように対応していくふうに思っております。

○玉木委員 しつかりと現場で何が行われているかを確認してください。

それに關して一つ、豚の流行性下痢のことについて少し確認したいと思います。

これは前回、前々回ですか、大串委員からも質問がありましたが、令全国で、去年の秋から広がっています。しかりとした対応はします、セーフティーネットの対策もします、いろいろな答弁をいただきましたけれども、皆さんも、地元に帰つて、そういうふうに思っています。

この委員会でも聞きましたが、いや、国としては万全の対策を打つて、ワクチンの安定供給体制も組んでいます。そういうふうにペーパーに書いてある。でも、実際、今現場で起こっていること

は、ワクチンが足りない、入手が困難、そういう話を現場で聞きます。

このP.E.Dへの対応について、ワクチンの安定供給体制、とりわけ現場で不足しているという問題に対してどういうふうに考えているのか、どう

べきだ、特に水際対策が重要だという御指摘でございまして、ワクチンの対策についてお尋ねでございます。

○小林政府参考人 P.E.D、豚の流行性下痢についても、少しお尋ねでございます。

少しひず技術的な説明も加わりますけれども、御説明させていただきたいと思います。

まず、ワクチンを接種しますのは繁殖用の雌豚でございます。子豚に接種するわけではございません。この雌豚は、国内に九十万頭飼われております。子豚を産む前にワクチンを二回接種いたします。

豚流行性下痢が七年ぶりに昨年発生いたしました。ワクチンに対する需要が急増したというふうなことでございます。そのため、昨年秋、ワクチンメーカーに対し増産をお願いして、昨年度は五百回分、すなわち、分娩雌に換算いたしますと五十万頭分のワクチンを既に出荷しております。

ただ、今御指摘いただきましたように、ワクチンが十分に行き渡っていないという声もありますことから、本年度については、約二百万回分のワクチンを順次出荷する予定にしております。したがいまして、全体としての量とすれば、当面の必要な量は確保されるのではないかというふうに考えております。

その一方、仮に量があるとしても、行き渡つていないのではないかというお話を御指摘いただいているふうに思っています。

これにつきましては、一時期に、ワクチンが欲しきといふことで、一者に皆さんのが求められるといふふうなことで、十分に隅々まで満遍なく行き渡つてないという可能性もございます。

この点につきましては、都道府県や生産者団体の子豚の生産計画というものをまず片方で確認し、片方でワクチンメーカーの供給計画というも

のを確認し、両方の情報を交換させて、できるだけスムーズに全国にワクチンが行き渡るようになります。

このことを今後ともやつていきたいというふうに考えております。

○玉木委員 とにかく、スピードナーな対応と、現場で何が起つてているのかの実態把握を早急にやっていただきたいと思います。

相手心配をしております。もちろん母豚に打つて、まさか心配をしたい、防止をしたいと思っている養豚農家さんは多いわけであります。その中で、手だけで見えているのに、そのための具体的な手段、つまりワクチンが手に入らないと、いうのは、かえつて不安を広げることにもなると思いますので、ぜひもう一度確認してください、現場で起こっていることを。万全な対応をお願いしたいと思います。

動物に関して、最後に一点だけ伺います。六月十二日に薬事法が改正をされます。これは私も別の委員会で質問をしたんですけども、いわゆる医薬品のインターネット販売ということながら、人間に関しては一部これが解禁になるということなんですが、私は、私も認識が余りなかつたんですが、動物用の医薬品についても薬事法の改正が読みかえて適用されるということなのが、人間に関しては一部これが解禁になるということなんですが、実は、私も認識が余りな

かたたんですが、動物用の医薬品についても薬事法の改正が読みかえて適用されるということなので、動物用の医薬品もインターネット販売が可能になるというふうに言われております。ただ、よく情報が行き渡つていないこともあります。ただ、よく獣医さんの中には、非常に心配したり、混乱が生じる懸念も指摘をされております。

質問は、今後、要指示医薬品については誰でもインターネットで購入できるようになるんでしょうか。この点について、方針を少し明確に、わかりやすく説明いただければと思います。

○小林政府参考人 ただいま、薬事法改正と、それから動物用の医薬品の販売ルートにつきましてお尋ねをいただきました。

今お話いただきましたように、薬事法の中に動物用の医薬品も含まれているということでお尋ねをいただきました。

ざいます。そして、従来、人のものについてはネット販売できなかつたのが、今後、できるようになるということになつております。

ただ一方で、動物用の医薬品につきましては、従来からアプロしか買わないという仕組みでござりますので、獣医師から指示書を受けた者に対しては、指示書を確認した上でネット販売は従来から可能となつておられます。そういう意味で、今回の薬事法改正に伴つて、動物用医薬品については枠組みの変更はございませんという方が実態でございます。

そういつたことなのでございますが、ことしの二月からパブリックコメントを求めるなど、周知を図つてきたつもりではございますが、一部、獣医師の方の中に誤解が生じておられるという御指摘でござります。今後、動物の医薬品の関係者、それから獣医師、そういつた関係者がおられますので、そういつたところにしっかりと丁寧な説明をして、誤解が生じないようにしていきたいというふうに思つております。

○玉木委員 先ほど豚のPEDでワクチンの不足の話をしまつたけれども、なぜこういう質問をしたかといふと、では、インターネットで注文できることで、例えば、検索をしてみて、売りますといふのかな、例えは、検索をしてみて、売りますといふところがあつたら、とにかく、その中身が正しいかどうか別として、ワクチンだと書いてあつたら、そこに振り込んだりクレジットカードで買えるんだつたら、そつちでいこうと今後は考へるような人もいると思います。

今話があつたように、基本的な枠組みは変わつていいというふうな説明でありますけれども、何か随分大きく変わるような印象で広がつてゐる、現実にそういう問題もあるわけでありますね。

ですから、今回の法改正がどういう影響を与えるのか、この情報提供については、日本獣医師会などを通じても結構だと思いますが、しつかりと現場に正確な情報を伝わるように、ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、本題の法案の話に移りたいと思います。ただ、一つだけあえて差を取り上げるとすれば、やはり規模のいかんにかかわらず、やる気のある全ての販売農家は応援していくというのも、今、閣法が提出をされ、我々も衆法提出をして、少し対立軸のようになつておるところはありますけれども、私は、逆に共通しているところもすごく大きいと思うんですね。

ただ、一つだけあえて差を取り上げるとすれば、やはり規模のいかんにかかわらず、やる気のある全ての販売農家は応援していくというのが大きな基本的な我々の哲学であります。その中で、競争を促したり構造改革を促したりして、あるべき方向に近づけていく、静かな構造改革を促していくくといふのが我々の考え方であります。

一方で、かつての品目横断のときに、まさに全

国から批判もありましたけれども、一定の面積で切つたり一定の要件で切ることによって、支援を受けられる人と受けられない人を制度上明確に分けて、そして、受けられない人は済みませんがもう諦めてくださいね、こういう政策のメッセージ、これは、私はある意味大きく異なると思うんです。

もちろん、甘く、全てのやる気もない人に對して何か支援を及ぼすようなことをすべきではないとおもいます。ただ、日本はさまざまな地形があり、さまざまな農業形態がある中で、面積なり、あるいは一つの法人のカテゴリなりで切つてしまつて、やる気があるにもかかわらず、そこからこぼれてしまう人が出てくるのではないか、これが決して常にあるし、需要もあるわけですね。そこで、麦はしっかりととつくるてもらいたいということです。

私の地元の香川県では、讃岐うどんが有名な

で、これをほとんどASWでつくつているのはい

かがなものかといふこともあつて、県産の小麦で

つくる讃岐うどんを何とか出したいといふニーズ

は常にあるし、需要もあるわけですね。そこで、

麦はしっかりととつくるてもらいたいということです。

少しひかりましたけれども、担い手要件のあ

る意味での厳格化、このことによつて、やはり小

規模切り捨てになつてしまふのではないか。

規模要件は外したというけれども、やはり小さな農

家は今後當農業が難しくなるのではないか。

この点についてどう考えているのか、お答えをい

ります。

○奥原政府参考人 今回の法改正後のゲタとナラ

シの対象者でございますが、先生から今御指摘ございましたように、認定農業者、認定を受けた新規就農者、それから任意組織の集落営農、これ

は、いずれにつきましても規模要件は今回は課さ

ないということで整理をしております。

小さな農家の方も当然いらっしゃると思います

けれども、そういう方々は、できるだけ、この法

律が施行されるまでの間に集落営農をうまく組織

していただきたいなというふうに思つております。

集落営農につきまして、従来の担い手経営安定法の集落営農を対象にするときの要件は、実は五種類ございます。組織の規約を定めていること、共同販売経理を行つてること、これのほ

せんよ、こういう説明をいただいておりましたけれども、ただ、いずれにしても、我々の政権で進めてきた、全ての販売農家を対象とするという仕組みは変わるのでありますね。

そこで、質問したいのは、特定農業団体の扱いについてであります。

これは、当初、法人化の計画をしっかりと立てて、五年間で何とか法人化して下さい、その間で、さらには、これまでの販売農家は応援していくということが、当初、法人化の計画をしっかりと立てて、五年間で何とか法人化して下さい、その間で、競争を促したり構造改革を促したりして、あるべき方向に近づけていく、静かな構造改革を促していくくといふのが我々の考え方であります。

これは、平成十八年からですか、そこから五年たつてもやはりできないということで、五年を期限と

して、さらにある種再延長を認めてきた経緯がござります。

これは、平成十八年からですか、そこから五年たつてもやはりできないということで、五年を期限と

して、五年間で何とか法人化して下さい、その間で、競争を促したり構造改革を促したりして、あるべき方向に近づけていく、静かな構造改革を促していくくといふのが我々の考え方であります。

一方で、かつての品目横断のときに、まさに全

くいふのが我々の考え方であります。

ですから、その意味では、最初に施行してから十年間の猶予といふことが与えられてきたのでありますけれども、これがいよいよ外れていくわけ

でございます。

私の地元の香川県では、讃岐うどんが有名な

で、これをほとんどASWでつくつているのはい

かがなものかといふこともあつて、県産の小麦で

つくる讃岐うどんを何とか出したいといふニーズ

は常にあるし、需要もあるわけですね。そこで、

麦はしっかりととつくるてもらいたいといふこと

で、推奨してきました。

実は、香川県では担い手要件に該当しない五十

八の特定農業団体がありまして、作付面積が約七

百八十ヘクタール。特定農業団体にも至らない個

人の小規模生産者が二百六十戸ほどありますし、

この小規模生産者が生産している麦の総面積が約

百七十ヘクタールでございます。二百六十戸ぐら

いで百七十ヘクタールやつていますから、一戸当

たり大体六反ぐらいの面積を作付しているわけであります。これを小さいと呼ぶかどうか。北海道、東北

の方からすると、六反というのは極めてちつち

いと思いますけれども、先ほど話があつたよう

に、実は六反ぐらいは香川県の平均であります。

この平均的な農家がこれから支援の対象から外れていく。あるいは、特定農業団体について

も、なかなか法人化ができないところについては今後支援の対象から外れていくことになるわけですね。

これが軽微ならいいんです。ただ、今、七百八

十ヘクタール、百七十ヘクタール。それぞれ、特

定農業団体、担い手要件に該当していない五十八

団体の作付が七百八十、個人が百七十と言いま

たけれども、実は、これを足し合わせますと、香

川県における麦の作付面積の約四割にも至るんで

すよ。

かに、法人化計画を持つている、農用地の利用集積の目標を決めていたり、それから、主たる従事者の所得目標を決めているという五つの要件をクリアしないと、ゲタ、ナラシの対象にならないという制約がございました。

ですが、今回の法改正に伴いまして、ここに集落営農の要件についても緩和をすることにしておりまして、二つだけ、規約を決めているということと、それから共同販売経理を行っている、この二つの要件を満たしていただければ、あとは、法人化につきましては、市町村の方が、ここが法人化することは確実であるということを判断していただければ対象にするということで、緩和をしております。

ぜひ、そういうことを御活用いただきまして、この法律が施行されるまでに集落営農をうまく組織していただきたいというふうに考えております。

○玉木委員 今局長から話があつたように、もともと法律では五要件ですよね。これは、十年間やつて、サボつていたわけじゃなくて、やろうとしたんだけれども、なかなか五要件を満たせないので二要件に限定して、あとは、今おっしゃつた、市町村が確実と判断する場合には他の要件はいいですよということなんですかね。確かに法人化されるというふうに市町村が思うときの具体的な判断基準というのにはまだ示されていないと思うんです。

そのことによって、現場は結局、勝手にやつて、後で法律違反になつては困るので、非常に保守的に、コンサーバティブに、もとの五要件でやはりやろうとするし、仮に市町村が認めようとしたって、厳し目にそれをやりますよ。だつて、それがに税金がついてくるわけですから、交付金とか補助金がついてくるわけですから、それは簡単にいきませんよ。

では、お伺いしたいのは、市町村が確実に判断するというその判断材料については、今現在、具体的に例示されていますか。

○奥原政府参考人 これまでには、法人化計画をつくっていたらくということを必ず要件にしておりましたので、これで判断をしておりましたけれども、集落営農の経営を発展させるということを考へますと、法人化していくべきことは必要なことだというふうに我々は思つておりますが、地域の事情もいろいろでございます。計画をつくれば確實に法人化ができるということでも必ずしもない。実績を見ましても、計画はつくれていても実際にそれまでに法人化ができなかつた、こういうケースもいろいろございます。

そういう意味で、今回は画一的な、計画をつくるということはもう判断基準にしないということでお判断をいたしまして、先ほど御説明いたしましたように、規約をつくるということと、それから共同販売経理の二つがあればいいということで、あとは市町村がそれぞれの実態に応じて判断をしていただければいいということにいたしました。

ここについて具体的なマルクマールを決めれば決めるほど、現場が動かなくなりますので、ここにつきましてさらなるものを示すことは今のところ考えておりません。

○玉木委員 これは大事な話だと思うんですよ。思い出してくださいよ。品目横断を入れたときに、四・四ヘクタールとかで切つて、小規模切り捨てかという話になつて、都道府県の特例とかいろいろなことを入れて、少し緩和をしてきました。

今回も、我々民主党が全ての販売農家を対象にしたことも多分いろいろ考慮されたんでしょう。その中で、ゲタ、ナラシについては、規模要件は課さずに、小さいところでもできますよというような説明をしていますけれども、実際はそうならない可能性が高いですよ。早いところでは、この秋の秋まきの麦から適用になりますから、適用になるということは、補助が受けられなくなる可能がある。これは、大臣、ぜひ現場の実態も踏まえた上で柔軟な対応をお願いしたいと思います。今、市町村には明確なマルクマールを示すつもりはない、

それは逆に市町村の自由度を縛るからということでおつしやいましたけれども、それでは結局うまくいかないと私は思います。ここは我々の法案と大きく違うところだし、むしろ我々の法案をうまく取り入れてもらいたいんですけども、やはり一定程度、規模にかかわらず、やる気のある個人にしても、あるいはこの十年間何とか頑張つてこられた団、特定農業団体についてもよくよく現状を見て、これが離農を促進するようなことにならないように、ぜひ配慮をいただきたいと思うんです。

何でかというと、さつき申し上げたように、全体の面積で、例えば香川県の麦だつたら、そういう人たちがちょっとならないんです。離農して、やめて、もう農地は誰かに出します、でも、実際には、そういう方々が作付している面積は全体の四割弱という実態ですよ。何とか残りの時間で救えるのは半分ぐらいですよ。ということは、四〇%やつている方々で、半分救えても、二割はもう付しないような農地になつてしまふ可能性があるわけです。

ですから、やはりこの間進めてきた、一定の規模でぱしつと切るということ、あるいは、厳格な法人化を求めていくつて、それができないんだたら、済みませんけれども補助の対象から外れてください、こういうことはぜひやめてもらいたいし、改善をしてもらいたいというふうに思いまして。こういうところをしっかりと守りながら、次なる構造改革に緩やかに促していくということが、私は現実的な農政の改革だと思います。

ここは、我々の畑作物の直接支払いと、ゲタ、ナラシ、多少の要件は違いますけれども、折り合えるところの一つだと思いますし、現場はこれを講じていくべきだということを改めてお願いをしておきたいというふうに思います。大臣、もし何があれば。

○林国務大臣 大変ごもつともな御議論だと思って、今聞かせていただきおりました。

委員から、最初のところで、やる氣のない人にまで全部配るというのはよくない、しかし、今具体的な例を挙げて、こういうところはと、こういふうにおっしゃった。

制度を論じるときは、では、やる氣のない人ということで、こういう要件緩和をいたした、こういうところで、これをどういうふうにしていくか、これが大変大事だ、こういうふうに思つております。局長から答弁いたしましたように、それを一番よく知つているのは多分市町村であろうと、このことで、こういう要件緩和をいたした、こういうことでござりますので、我々としては、市町村の判断を信頼して、今委員が個別的な例として出されましたけれども、全国に当てはまるルールづくりになりますので、そういうところも踏まえながらしっかりとやってまいりたい、こういうふうに思います。

○玉木委員 例えば、香川県の例を申し上げますと、JAの一商店一農場みたいな一つのイメージでやろうとしてきましたけれども、できるところもあるし、やはりいろいろ、分散錯綜していたりして、難しいところは難しいんですね、五年たつても十年たつても。

だから、一定の柔軟性の中で、今大臣から大事な御答弁をいただきましたけれども、実際に作付したり営農を継続しようとしている人の思いややる気、こういったことも勘案しながら制度の運用をしていかないと、本当にやる気のある人の芽を摘んでしまうようなことになつてしまふと、やはり本末転倒かなと思いますので、その点は重々御配慮いたくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

これは、資料をいただきました。秋田県等四県ぐらいで、米の直接支払交付金に地方単独事業で上乗せしてやつてあるようなどころもあります。

農水省の資料なんかを見ますと、戸別所得補償

制度は政策的誤りだと書いているわけですよ、パンフレットとかQアンドAに。私は、我々が与野党の対立の中で批判されるのは甘んじて受けます。ただ、生産費と販売価格の差額を何らかの形で埋めて、そして安定的な所得を維持し、よつてもつて営農の継続と生産の安定を図つていく、また多面的機能を守つていくというようなことをやろうとしている地方の取り組みについても否定するようなことになる、あるいはそういったメッセージを出してしまってことは、私は非常に問題だと思います。

○玉木委員 そういうふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。奥原政府参考人 先生の方に資料はお出しをさせていただきまされたけれども、米の直接支払交付金に地方自治体の方で上乗せをしている事例、これは二十六年度にやっているところということで調査をしておりますが、全部で四つございます。四県の四つの町村でござりますけれども、この中で、ことしだけではなくて、以前からやっていたところは、青森県の南部町でございます。それから、ことしはやつておりませんけれども、新潟県におきましては、二十一年度から二十五年度にかけまして、モデル事業という形で、これは全ての市町村ということではなくて、一部の地区で上乗せをやつていたというふうに承知をしておりま

す。 我々が今承知をしている限りでは、従来の一萬五千円を出しているときでも上乗せをしていたのはこの二つでござりますので、これが大きく広がつていてるというふうには考えておりません。今後、こういうことをやられるところがあれば、それはそれでやつていただくなことは全然差支えないというふうに考えております。

○玉木委員 そういう御答弁だと思いますが、ただ、やはり、実際、営農継続ができる所得を何と

か補償しようというその方向性、コンセプトは間違っていないと私は思うし、多くの都道府県、市町村で農政にかかわっている方もそういう思いはあると思うんですね。

ですから、国の政策がどうしても、与野党の対立が激しくて、いいなと思つても、だめだと言わざるを得ないときもあれば、悪いなと思つても、いいと言わざるを得ないとあるんですけれども、やはりもつと現場の本当の思いにしつかりと寄り添つていくような、そこは我々も心がけたいと思います。地方での取り組みを何か阻害するよう、そういうメッセージは、国としても、注意深く一つ一つの言葉を選んだり、メッセージを発信するときには気をつけていただきたいなと思います。

外交関係の問題を二つ聞いて、最後にしたいと思ひます。 一つは、日豪EPAについてであります。

これは、いろいろな議論がありましたし、これからもあると思いますけれども、大臣に確認をします。

私は、これはよく頑張っただと思います。ただ、牛と書いていますから、これはまさに除外ですね。今回、例えば米については、明確に除外されました。今回、例えば米については、明確に除外すること、決議の中の除外に当たらないのは別物だという説明なんですけれども、それは一緒ですよ。

そういう意味では、私は、この日豪EPA、全体としてのパッケージの評価は必ずしも、よく頑張ったという面も認めます。ただ、やはり日豪EPAの国会決議の除外、再協議というところには、これは外れてしまつたということについて

は、これは国民に対し一定程度丁寧に、正直に説明した上で、しかるべき対策を打ついく、こういうことが真摯な農政、農業への向き合い方だというふうに私は思いますので、この点は大臣にもお願いをしたいと思います。

最後に、鯨について伺いたいと思います。 大臣は地元であるので、私も、地元は鯨は全然関係ないんですけども、日本の捕鯨文化、食文化も含めて、思い入れがあります。

私が伺いたいのは、農林水産委員会の決議の中の除外に当たるかどうか、このことを聞くのです。

○玉木委員 私が伺いたいのは、およそ経済連携交渉あるいはWTO、こういった経済連携の世界において、いわゆる除外といえば、除外なんですよ。今回の日豪EPAの牛肉に関する関税の引き下げ、これが除外に当たるのかどうか、明確な答弁をいただきたいと思います。

きたいと思います。

○林国務大臣 これは、この間どなたかにお答えしたところでございますが、まず、我が国がこれまで締結した一般的なEPAというお話をありましたが、これにおける物品市場アクセスの約束の中で、確立した除外、再協議の定義はないということでございます。

事実関係を申し上げますと、日豪EPAの中で、関税の撤廃、引き下げに関する約束等の対象から除外される、こういう区分があります。それから、合意された年等に再交渉される、こういう区分もあります。牛肉は、関税削減を行つておりますので、これらの区分には該当しないというこ

とでございます。

○玉木委員 要は、除外ではないということなんですね。多分、いわゆる除外に当たらないということ、決議の中の除外に当たらないのは別物だという説明なんですけれども、それは一緒ですよ。

そういう意味では、私は、この日豪EPA、全

てのパッケージの評価は必ずしも、よく頑張ったという面も認めます。ただ、やはり日豪EPAの国会決議の除外、再協議というところには、これは外れてしまつたということについて

は、これは外れてしまつたということについて

は、国民党に対し一定程度丁寧に、正直に説明した上で、しかるべき対策を打ついく、こういうことが真摯な農政、農業への向き合い方だというふうに私は思いますので、この点は大臣にもお願いをしたいと思います。

最後に、鯨について伺いたいと思います。 大臣は地元であるので、私も、地元は鯨は全然関係ないんですけども、日本の捕鯨文化、食文化も含めて、思い入れがあります。

先般、三月三十一日に、ICJ、国際司法裁判所で、南極海における調査捕鯨、JARPA IIについてはだめだと、いわばこれを禁止する判決が出たわけありますけれども、資料の四をごらんください」と思ひます。

判決のボイントは幾つか書いておりますが、私

が聞きたい点は一点だけです。今回のICJの判決は、南極海におけるJARPA IIにのみ適用すべきものであつて、他の調査捕鯨、すなわち沿岸捕鯨やあるいは北西太平洋でやつてある調査捕鯨に影響を及ぼすものではない、少なくとも日本国

政府の意思としてはそういう方針だということをぜひ大臣に明確にお答えいただきたいんです。なぜなら、四月の二十二日に、宮城県の石巻・鮎川で、次なる沿岸捕鯨に向けて、もう出港の準備が整っております。ただ、そんな中でこの判決が出て、自分たちは果たして沿岸捕鯨が今後継続できるのか、四月二十二日に出港できるのかどうか、固唾をのんで、不安の中で見守つております。

○林国務大臣 まず、捕鯨問題について御関心を主張すべきところは主張するのが日本外交の本旨だと私は思つておりますので、今回のICJ判決は他の調査捕鯨には影響を与えない、あくまでこれは南極海におけるものだ、この点について大臣の明確な答弁を求めます。

○林国務大臣 まず、捕鯨問題について御関心を持つていただきまして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

本件訴訟における紛争の主題は第二期南極海鯨類捕獲調査、いわゆるJARPA IIである、こういうふうに認識をしているものの、判決の内容及び今後の対応に与え得る影響については、かなり分厚い判決でございますので、現在、慎重に精査をしておるところでございます。委員がおつしゃつたように、今後のスケジュールの中に四月二十二日があるということを念頭に置いて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○玉木委員 私は、これは大事な問題だと思うんですよ。

シーシエパードの問題がありました。よく、武力による現状変更は認めない、そのとおりであります。しかし、今回、シーシエパードが妨害行為を働き、その結果、十分な数の調査捕鯨ができなくて、そして、判決の一つの理由は、計画した捕鯨頭数を全然満たしていないじゃないか、調査が

十分でないのに、これは調査捕鯨と呼べないじやないかということが判決の大きな一つの理由になっていますね。ということは、妨害をされたことによつて我々は敗訴に至つてゐるという面は否めないと思うんです。

このままだと、我々が長く維持してきた鯨の文化、そして調査捕鯨も含めて、日本が悪いことをしてい、暴力、武力を用いて妨害してきたシェパードを初めとした彼らが正しい、こういうことが世界に広がっていくことは、我が国のイメージや、また日本外交のイメージを損ねることにもなると思います。

我々としては、必要であれば、当委員会でも、与野党の先生の御理解もいただきながら、このJCJの判決は他の捕鯨には影響を与えないんだと思いますし、我が国としてのメッセージを世界にしっかりと発信していくふうに思つておりますので、ぜひ政府としてもそういう方向で検討していただきたいと思いますし、水産庁を所管している林大臣には特に頑張つていただきたいことを世界に発信していただきことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○坂本委員長 ありがとうございます。

○寺島委員 民主党的寺島義幸君。

先ほど、玉木先生とのやりとりを承つておりますとして、私も安倍総理の危機管理意識は薄いんだなと改めて感じたわけであります。御案内のように、危機管理というのは、トップみずからが行動することによつてスタートするわけでありますから、やはりこの点は問題があつたのかなと。そしてまた、鳥インフルエンザは初めてのことではなくてありますし、特に危機管理意識というものが重要になつてくると思うわけであります。大変残念であつたわけであります。

けさのニュースでは、殺処分が終わつたというようなニュースも流れてもいました。現場で

は、一生懸命やられているわけであります。風評被害等もあるわけであります。政局においては、本当に万全の体制を組んでお取り組みをいたしましたが、立場から強く御要請を申し上げさせていただきたいと思うわけであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、政府が日本型直接支払制度の一つとして創設をした、新設ということをありますけれども、農地維持支払いについてであります。

農林水産省の平成二十四年度農地・水保全管理支払交付金の取り組み状況によれば、先ほど池田先生からも御議論がありまして、若干かぶるとは思いますが、お許しをいただきたいと思うわけであります、ですが、そうは申せ、共同活動の取り組み面

積は、平成十九年度の約百十六万ヘクタールから平成二十四年度の約百四十六万ヘクタールへと、一・二五倍に増加をしているわけであります。全国の共同活動のカバー率、これは対象の農用地面積に対する取り組み面積の割合でありますけれども、平成十九年度の二七%から平成二十四年度の三四%へと増加はしているわけです。組織率は悪いんですけども、増加していることには変わりはないわけであります。

そこで、農地維持支払いについて、活動組織に非農業者の参加を要件とせず、農業生産を営むためには不可欠な基礎的な保全活動を支援する、農業者が取り組みやすい制度である、こう説明がされているわけであります。

そこで伺いますが、新制度実施による取り組み面積、対象の農用地に対する取り組みの面積の割合をどの程度と見込んでいるのか。これは予算で見ますと、昨年よりも実はふえているわけであります。明らかな根拠があるううと思うわけでありますので、どの程度を見込んでいるのか。そして、その理由等もお聞かせをいただきたいと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

農地維持支払いと同様に、それを支払する農地の多面的機能支払金の平成二十四年度予算

につきましては、新たな制度を導入する初年度で

あることも踏まえまして、創設いたします農地維持支払いを、これまでの農地・水保全管理

支払交付金から約百万ヘクタール増の約二百五十万ヘクタールなし最大二倍程度で約三百万ヘク

タールの農用地で取り組むことができる予算額を計上したところでございます。

これは、中山間地域等直接支払いの初年度、平成十二年度でございますけれども、中山間地直接支払いの初年度の交付実績が、府県の田地対象面積の約六割であつたということを踏まえまして、その後、特に田についてはこうした直接支払いの仕組みが浸透してきたということを加味しまして、多面的機能支払いはそれを超える実施率となるということを想定したものでございます。

また、畑につきましては、農振農用地区域内の農用地面積、畑の面積に対しまして、交付対象面積が約二分の一を占めるというふうに見込んでおりますけれども、これは中山間地域等直接支払いの初年度の畑の実施率と同程度を想定したものでございます。

○寺島委員 前向きな取り組みということであると思うわけでございまして、しっかりと注視をしてまいりたいというふうに思つています。

次に、現行の農地・水保全管理支払制度は、その要綱において、先ほどのお話をもあるんですが、地域共同による取り組みの促進が、食料の安定供給のみならず、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な发挥につながるとして、地域の農業者を中心、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画を得られるように取り組む、そして、取り組みの実行状況の点検、施策の効果の評価を行つてきたところでございます。

多面的機能支払いにつきましても、農地・水保全管理支払いと同様に、第三者委員会の設置を予定しておりますが、その助言をいただきながら、

価等を実施することによって、農地・農業用水路

等の資源の適切な保全及び管理に資する活動に関するところでもあります。

そして、国民の理解の増進に努めることが必要であるとされています。

税金を投入する以上、国民の理解を得ることが必要だ。そして、保全管理、砂利を敷いたり、泥を上げたりといふことは、都市部であるならば、市町村とか行政がやつてゐるわけでありますけれども、こういったものは、地域で、みんなでやつてゐるんだから税金をいただいてもいいだらうという、その国民の理解の増進ということになるわ

けであろうと思います。

その取り組みの実行状況の点検、そして、施策の効果の評価等の実施に関しては、これまでどおり実施するという理解でよろしいのか。まず、お伺いいたします。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

農業、農村が有する多面的機能は、広く国民がその利益を享受しているものでございます。農地や水路等の地域資源を保全する地域の共同活動などを支援することは、多面的機能の発揮の促進につながるものでございます。

こうした観点から、御指摘のとおり、多面的機能支払いによる取り組みの推進に当たりましては、広く国民の理解を得ながら施策を実施していく必要がありますと考えております。

このため、これまで農地・水保全管理支払いにおいても、評価の方法等について第三者委員会の助言をいただきながら、実施状況の分析を行いますとともに、遊休農地の発生防止の効果ですとか、水路や農道等の施設の機能維持の効果、景観、生態系等の地域環境の向上の効果、地域のつながりを通じた活性化の効果といった観点から、集落や市町村に対するアンケート方式によりまして調査、分析等を行いまして、施策の効果の評価を行つてきたところでございます。

多面的機能支払いにつきましても、農地・水保全管理支払いと同様に、第三者委員会の設置を予定しておりますが、その助言をいただきながら、

施策の評価方法等に関する検討を行うこととしているところでございます。

○寺島委員 そして、地域の農業者を中心的に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画を得られるように取り組むという共同活動は、本制度の根幹ともいうべきものではないかと、いうふうに考えております。

閣法の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案では、その基本理念において、「地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により生まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきている」としております。現行制度で受けられたきた共同活動の意義の捉え方は継承されているところである、そう考えるわけであります。

しかしながら、農林水産省は、農地維持支払いの対象となる活動を行う組織について、非農業者の参加を要件とせず、農業者のみの活動組織でも可能であるとして、農業者が取り組みやすい制度であると自画自賛というか、新しく創設をしていんだよ、こういうことであろうと思いません。地域にとって取り組みやすい制度とすることはもちろん重要でありますけれども、今般の活動組織の要件の緩和は、共同活動の意義の捉え方とちょっと矛盾するのではないかといふふうにも思えるわけであります。

そこで、農地維持支払いについて、農業者のみの活動組織も支援対象とした理由と、これによって期待する効果、特に、活動組織の要件緩和が新たな制度に対する国民の理解の増進、先ほど申し上げました国民の理解の増進に与える影響について御説明をいただきたいというふうに思いました。

○小里大臣政務官 御指摘のとおりでございますが、新たな農地維持支払いにおいては、農業者だけでも取り組めるようになつてあるところでございます。

例えば、先般、新潟で地方公聴会が開催されました。その場で参考人の方が、従来の制度であります、非農家が入ることで、なかなか協定が結びにくい、共同活動がしにくい、新たな維持支払制度ではこれが緩和されたのでやりやすい、そういった御指摘もあつたところでございます。

そのように、地域住民の参加を要件としていること、あるいは景観作物の植栽等の環境保全活動を要件としていることが、地域によつては取り組みにくく面であつたということは否めないところであろうと思います。

農村における集落機能の低下などが進行する中で、こういった多面的機能を将来にわたって適切に十分に發揮をさせる、そのため、この支払制度が幅広く全国各地で行われていく必要があります。

このような観点から、今回新たに創設をした農地維持支払制度におきましては、取り組みやすい制度になりますように、農業者のみの活動組織でも取り組めるようにするとともに、農業生産の維持に必要な水路の泥上げ、農道の草刈りといった基礎的な保全活動等を支援するとしたところでございます。

また、農地維持支払制度においては、こういった広く取り組めるように努力をしていくこと、広く国民の理解を得ていきたいとしているところであります。

○寺島委員 取り組みやすい方法を用いた、こうしたこと、広く国民の理解を得ていきたいとするところであります。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

こうした交付ルートの変更は、現場の混乱を来さないかとちょっと心配があるわけですが、その辺はいかがですか。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

多面的機能支払交付金につきましては、農地・水保全管理支払交付金におきまして、二ルートに亘るルートに一本化して、申請手続の簡素化を図ったところでございます。

また、二十七年度の法施行後は、中山間地域等直接支払交付金あるいは環境保全型農業直接支援と共通のルートといたしまして、国から都道府県及び市町村を通じて活動組織に対しても交付するルートとするということとしております。

だくことを要望しておきたいというふうに思いますが、実際に混亂を来すということがないように、きめ細かな情報提供を進めることとしたいと考えております。

現行制度の共同活動支援交付金については、都道府県、市町村、農業団体等により構成される地域協議会が、活動組織に交付金を交付する事業実施団体となることができるときであります。また、地域協議会は交付金に関する事務手続を適切に行うため、各種規約、規程を定め適切に運営されるよう地方農政局長の監督下にあり、平成二十五年三月三十一日現在で、四十六道府県において百一十一の地域協議会が設置されています。また、地域協議会は交付金に関する事務手続を適切に行うため、各種規約、規程を定め

ドAによれば、平成二十六年度から、農地維持支払い、資源向上支払いとともに、国から地域協議会を通じて活動組織へ交付するルートに一本化す

農林水産省の今般の施策の見直しに係るQ&Aによれば、平成二十六年度から、農地維持支払い、資源向上支払いとともに、国から地域協議会を通じて活動組織へ交付するルートに一本化す

域協議会を経由せず、国から都道府県及び市町村を通じて活動組織へ交付するルートに変更する予定であるというふうに聞いています。また、法施行後の二十七年度、来年度からは

地域協議会を経由せず、国から都道府県及び市町村を通じて活動組織へ交付するルートに一本化す

このような変更に当たりまして、御指摘のような現場に混乱を来すということがないように、きめ細かな情報提供を進めるここととしたと考えております。

○寺島委員 そうなりますと、二十七年度以降は、地域協議会は交付金の交付に余り関与しなくなるわけだうと思うわけですが、本制度運用に当たって、地域協議会はどのような役割を果たしていくおつもりなんでしょうか。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

地域協議会につきましては、一つは、都道府県や市町村が行います、活動組織から提出された申請書類等の審査について支援を行うといったこととか、それから活動組織に対する指導助言といった重要な役割を担う組織として位置づけるということも、本施策の円滑な推進を図る上で重要な役割を果たしていただくことを考えておりまして、そのような方向で検討していく考えでございます。

○寺島委員 次に、農林水産省の説明によれば、活動組織が農地維持支払いの支援対象となるためには、地域資源の基礎的保全活動と地域資源の適切な保全管理のための推進活動の双方に取り組む必要がありますと示されています。

○寺島委員 次に、農林水産省の説明によれば、活動組織が農地維持支払いの支援対象となるためには、地域資源の基礎的保全活動と地域資源の適切な保全管理のための推進活動の双方に取り組む必要がありますと示されています。

○三浦政府参考人 お答え申します。

構造変化に対応した体制の充実強化や保全管理構想の作成等が掲げられているわけであります。これは具体的にどのような活動を行わなければならぬのか。そしてまた、必須の活動とした理由についてお伺いいたします。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

農地維持支払いにおける地域資源の適切な保全管理のための推進活動につきましては、まず、構造変化に対応した体制の充実強化をいたしました

て、地域資源の保全管理を行っていくための担い手を含む地域内の協力、役割分担を明確にいたしまして、水路、農道等の保全管理を将来にわたつて支えていく体制を構築していくだくということとしておりまして、こうした取り組みを支援対象



策に重点を置きましたパンフレット、ダイジェスト版というものをつくりさせていただいたところでございます。

もちろん、私どもは、今般の四つの改革につきましては、農業を強い産業としていくという産業政策としての三つの部分と、それから地域政策として進めていくということに変わりはございません。

御参考いただく、あるいは説明対象とする方々がどういう方々か、あるいは説明させていただく内容がどういうものかに応じて、資料を適宜作成して御説明をしておるところでございます。

○寺島委員 ということは、ダイジェスト版というものは、農地中間管理機構をメインとしたダイジェスト版もあるということですね。

○荒川政府参考人 各農政局でいろいろ工夫をしながらつくさせていただいておりますけれども、例えば、中間管理機構の関係者に集まつていただいて御説明をする機会には、そこに重点を置いた御説明をする。あるいは、多面的機能については土地改良区の方々とか、対象者が若干変わる場合には、そういうものに重点を置いた御説明をするという対応をしてきているところでございます。

○寺島委員 こちらの農林本省の方のパンフレットで十七万人に説明をして、局の方でも五百八十八回にわたってこれを使い、そして、関東農政局でダイジェスト版と称して、六月までにいろいろ届け出をというお話をされました。うちにも来ていました。書類もありましたけれども、先ほど申し上げたように、農地中間管理機構は新しい制度で大事なのであるんですね。

つまり、大臣か副大臣にお聞きしたいんですけども、本省サイドからすれば、この四つの改革の中で、農地中間管理機構というのは私は大事だ

整をやめていく、戸別所得補償をやめていく、離農がふえるであろう、農地中間管理機構、要する

に農地バンクでそれを受けてやつていこう。高齢化も進んでいるから、農業もできない人たちの農地を農地中間管理機構が借りて管理をして、新たな貸し手をつくるっていうことだらうと思ふんです。そのことによって構造改革を進めよう、その意味において、農地中間管理機構というのはとても大事なことだ。だから、本省から見れば、それは大事なことだと私は思つてゐるんで

す。

でも、関東農政局からすれば、農地中間管理機構は県に一個ずつつくらせ、責任が余りないんだ、もっと経営安定対策あるいは水田フル活用の方をちゃんとやらなければいけないんだといふふうに私は思ふんですけども、いかがでしょうか。

○林国務大臣 そういうことはないというふうに思ひます。

今総括審議官から御答弁したように、まず関東農政局においても同じパンフレットをつくつて配つております、説明会もそれでやつて

います。

申し上げましたように、申請手続が迫つていて、この部分について、絞つて、ダイジェスト版といふのをつくつたということをございますので、先ほどの答弁どおりになります。やはり、その時々に応じて、来られる方はどういう対象で、どこを絞つてやるかということをこれからはやつていかなきやいけませんが、まずは、先ほどお示しいた

しました。

○林国務大臣 それでは、まず私からお答えいた

します。

政府・与党は、農業者戸別所得補償制度、これ

は民主党の政権下で行われてきたわけですが、こ

れについて、実績データをもとに検証を進めて

まいりまして、こうした検証を踏まえて、全ての

販売農家を対象とするのではなくて、意欲と能力

のある扱い手を対象とすること。それから、十分

な国境措置があり、諸外国との生産条件の格差か

ら生じる不利がない米について、交付金の経過期

間を設けた上で廃止するという見直しを行つたと

ころであります。

○寺島委員 時間です。ありがとうございまし

た。

○坂本委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 日本維新の会の小熊慎司です。

今、農業のこれからについては、大きく社会が

変化をして、またグローバル化をしている中で、

今後、農業のあり方が問われていますし、また農村をいかに維持していくかということも非常に重要な課題であります。

そこで、今回提出されています法案、政府案と

民主党案をそれぞれ比較すると、同じようなところもあつたりしているわけではありますけれども、その対象者が大きく違うというふうに、これ

ちょっと時間がありませんので、飛ばさせていただきます。恐縮であります。

担当手經營安定法の改正について三問通告をいたしておつたわけでありますけれども、時間があればまた戻るといったしまして、三問目の、政府提案案における、対象農業者要件の変更、生産条件の不利補正交付金の交付基準の変更、そして対象農産物へのソバ、菜種の追加に対する見解を伺いたいわけであります。

ソバ、菜種は、農業者戸別所得補償制度において対象農産物としてきた経緯が過去にあるわけであります。面積規模要件は外すとの提案でございまして、畑作物の所得補償交付金の手法を引き継ぐとの提案も含めて、いずれも農業者戸別所得補償制度に對して一定の理解というか評価をいたしましたものと私は受けとめているわけであります。このことについて、大臣並びに衆法提出者の見解を改めてお伺いいたいと思います。

○林国務大臣 それでは、まず私からお答えいたします。

我々としては、営農を継続していくんだ、扱い手がないなければ、政府がおつしやつておられる多面的機能維持並びに農業、農村の活性化というの

はできないだらうという観点に立ちまして我々は提案をさせていただいておりますので、その点も

差が生じるのは仕方がないと想いますけれども、できれば現場の混乱なきようにしていただきたい

というふうに思います。

我々としては、営農を継続していくんだ、扱い手がないなければ、政府がおつしやつておられる多面的機能維持並びに農業、農村の活性化というの

はできないだらうという観点に立ちまして我々は提案をさせていただいておりますので、その点も

差が生じるのは仕方がないと想います。

以上です。

○寺島委員 時間です。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 日本維新の会の小熊慎司です。

今、農業のこれからについては、大きく社会が

変化をして、またグローバル化をしている中で、

今後、農業のあり方が問われていますし、また農村をいかに維持していくかということも非常に重

要な課題であります。

そこで、今回提出されています法案、政府案と

民主党案をそれぞれ比較すると、同じようなところもあつたりしているわけではありますけれども、その対象者が大きく違うというふうに、これ

はこれまでの委員会の議論でもありました。

られまして、作付面積も着実に拡大し、国民に対する熱量供給上の重要性も高まつてあるソバ、菜種を追加すること、こういうところを農業者戸別所得補償制度を参考として見直しを行わせていた

だいた、こういうことでござります。

○鷲尾議員 お答えいたしました。

戸別所得補償は、我々が提案しているものは、いわゆる直接払い方式でございまして、先ほど大臣からも御答弁がありましたが、その中でも、

我々が政権与党時代からやつておきました、面積要件ではなくて、また違つた形での要件設定並びに

対象者ということありますので、我々が実施してきた面も、いい点は取り入れていただきたい

というところは評価をさせていただきたいと思

いますが、対象作物並びにその交付方法に一定の

差が生じるのは仕方がないと想いますけれども、できれば現場の混乱なきようにしていただきたい

というふうに思います。

我々としては、営農を継続していくんだ、扱い手がないければ、政府がおつしやつておられる多面的機能維持並びに農業、農村の活性化というの

はできないだらうという観点に立ちまして我々は提案をさせていただいておりますので、その点も

差が生じるのは仕方がないと想います。

以上です。

○寺島委員 時間です。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 日本維新の会の小熊慎司です。

今、農業のこれからについては、大きく社会が

変化をして、またグローバル化をしている中で、

今後、農業のあり方が問われていますし、また農村をいかに維持していくかということも非常に重





う計算でそういうふうな積み上げになつていていますか。

○江藤副大臣 一万六千五百円ぐらいになります。

○小熊委員 今、お米は一万六千円もしないわけです。よね、ブランド米とかはもつとしたりしますけれども、その計算だと、やはり甘い計算になります。

いろいろな資材が高騰しているところでもありますし、実際、私も現場を歩いていろいろ意見を聞くと、やはり年によっては、米の値段によつては赤字になつたり、経費がかかつたり、機械代の問題、いろいろな問題がありますけれども、十五町歩で一千万フレーヤーなんて見たことないですよ、実際は。

これは本当に、数字として、もう今、米の値段は一万六千円じゃないですね。副大臣、違いますよね。去年の値段でやると、もつと下がるわけですよ。そうすると、今言つたとおり、資材代も上がつているということを考えれば、その計算は甘いと思うんですけれども、もう一回、今すぐにというのはできませんが、これはちょっと見直し

○江藤副大臣 米価につきましては、不幸なことがあります。東日本大震災等もあって、このところ数年間は大きく変動しております。ですから、どの年を基準にとって数値を出すかによつて所得が違うわけであります。

また、私のところでは、大体一万二千円ぐらいしかしないわけですよ。ただ、今言われました十五ヘクタールというような、いわゆるそういうふうとおりだと思います。

米だけで今まで営農所得を上げてきた農家にとっては、今回のことについては極めて注目度というか関心の高い点であると思ひますので、委員の御指摘もいただいて、直近の数字をどうするのか、去年をとるのか、七中

五をとるのがいいのか。しかし、今申し上げまし

たように、異常な米の価格変動の時期がありますので、この数字のとり方については検討をさせて

いただきますが、御意見をいただいた上で検討

をさせていただきたいと思います。

○小熊委員 さらに、今後TPPはどうなるか、まだ決まってはいませんけれども、こうやつて大きく情勢変化をしていく、減反政策も転換をして

いく中で、非主食用もふやしていくというところもありますし、これはしっかりと稻作だけで、單

体でやれていくかどうかというのは、やれていな

いということが事実で、複合農業になつていい

と、農家だけで食べていけない。実際、稻作農家

でいえば、兼業農家の方が、まだほかの収入があるということで、これははつきり言つて。

だから、先ほど言つたように、さつきの担い手

の安定の法案に対しても、集約化をしていくとい

いながら、兼業農家の位置づけというのも今まで明確じやないんですね。これをどうやつていくか

ということを、集約化の一方で、兼業農家もどう

維持していくか。

先ほど議論させていただいた農村のあり方とい

うものも、多様な担い手がいてこそ農村は安定していいというところもあります。でも、一方で、

集約化をしていく、効率化をしていく、いい

ものをつくっていく、コストダウンをしていくと

いうこともやはりやつていいかなきやいけない。一見矛盾するようなこの二つの要素をしつかり結びつけておかなないと、農村社会が壊れることになつてくるというふうに思います。

今後は、農業でどうやって食つていくんだといふ一方で、兼業農家のあり方、先ほど言つた、販売戸数の八割が稻作ですから、ここをどうしていくかといふことは今後の課題として大きく残ると思います。農業そのものの話だけではなくて、農村社会の維持の仕方としてもです。完全な農業従事者だけでは、私は農村社会は保たれないというふうに思つています。そういう意

味では、農地を持つてゐるけれども農作業をしない人、また兼業農家でやつてゐる人といつたものも、ここをどう維持していくか。ただ単に補助金をつけられればらまきになりますから、安易なこと

はしちゃいけないと、うふうには思つていていますけれども、この課題については、これからしっかりと取り組んでいただきたいというふう

をつければばらまきになりますから、安易なことを思つています。

一方で、これは集約化していく、そこでお金もいっぱいといふか、予算もついておりますけれども、とりわけ稻作に関しては、先月も議論させて

いましたけれども、数値目標みたいなものを使つてお聞きはしてゐるんです。それがいつぱいといふか、予算もついておりますけれども、とりわけ稻作に

使うことと、毎年、集約化のためのいろいろな予算を使つてお聞きはしてゐるんです。それがいつぱいといふか、予算もついておりますけれども、とりわけ稻作に

をして、五十代とかそれぐらいで、おやじがまだ働けるうちに専業農家に移つていく、いわゆる専業農家の予備軍としての位置づけはできないのか、こういう議論も我々は随分長い間やつてまいりました。

今回の政策の転換に当たつて、コミュニケーションの守り方と、それから兼業農家の位置づけといふものが大きな課題になつてゐるということは、大臣のもので取り組んでいただきたいといふ

から、こういう議論も我々は随分長い間やつてまいりました。

○小熊委員 ですから、その認識のとで、やはり状況を把握するためには数値を、目標じゃなくともいいです。例えば、今の稻作の面積は、一町歩、二町歩の農家がほとんどですよ。でも、これを先ほど言つた十五町歩とか二十町に変えていくと、どのぐらいやればどのぐらいの就業者で済む

といふ一つの判断基準として、数値目標みたいなものがないと判断できないという側面もあります。

○小熊委員 この集約の目標値について、明確なものではなくても、大体このぐらい、最終的にはこのぐらいといふ一つの判断基準として、数値目標みたいなものがないと判断できないという側面もあります。

○江藤副大臣 先月とまた同じ答弁になつて大変恐縮なんですが、担い手に八割を集約する、生産コストを四割削減する。

○江藤副大臣 先月とまた同じ答弁になつて大変恐縮なんですが、担い手に八割を集約する、生産コストを四割削減する。

しかし、先生の言われることは非常に相通ずるものがありまして、集約をしていけば、そこで營農する頭数は減つていくわけですね。広大な面積を極めて限られた人数で維持できることは、経営面においては極めて効率的である反面、ただ集落を守つていく、地域コミュニティを守ると

だから、これは、どう目標にするかは別として、例えは日本の稻作面積の二割を大規模化する

ところなる、三割やるところなるというのは単純に計算で出でますね。そうしたときに、では、農業から離れてもらふ人がこれだけ出るから雇用

対策をしなきやいけない、その上で、また農村に張りついてもらうためにはこうしなきやいけない

ということが、しっかりと問題がフォーカスされ

いくわけですよ。逆に、ただ何となく集約化しま

す、集約化が思つたより進んだら、農業者がふえ

ていく、農村が破壊されていく、ああ、どうしよ

うとなるわけですよ。

いろいろなパターンはもう既に計算上は成り立



よ、言つていなんですが、都道府県単位の窓口においては、一年でないとだめだということ、私の地元ではこの申請を諦めた人がいるんですよ。

雪の降らない地域では、通年でいろいろな農業もありますけれども、雪の降る地域では、農業に従事しない期間というのもあります。

あと、週三十五時間というのもあります、先ほど来お話ししている米でいうと、やはり労働が、ほかの農作業と違つて時間が偏るわけですよ。

そういう意味では、実際、週二十五時間という枠をはめないと、ほかのアルバイトに行つたりして、その目標が達成されない、モラルハザードになつてしまふという懸念もありますが、まず最初に、一年じやなきやだめだと怒口で言われちゃうこの現状、農水省はそういうことを言つていないんですねけれども、やはりこの狙いが現場、現場で徹底指導されていないんじゃないですか。

○奥原政府参考人 農の雇用事業の関係でござります。

この事業は、新規就農者を雇用した農業法人等が行う農業技術あるいは経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を支援するというものでございまして、この法人等が青年就農者を雇つていく、雇用農を拡大する、こういう趣旨の事業でございます。

この研修の対象になつておりますのは、必ずしも農作業の技術、ノウハウということだけではありませんで、販売ですとか加工を含めた農業経営全体の技術、ノウハウに関するものでございます。

したがいまして、冬場の農作業はなかなか降雪地帯は難しいわけでござりますけれども、そういつたところでも例え、米をやつている法人につきまして、冬場は販売なりあるいは餅の加工をやつしているということであれば、それを含めて通年の研修は可能ということでございます。

それから、運用上、研修生は通年雇用されてい

ることが条件になつておりますので、一年を通して雇用されないなきやいけませんけれども、研修期間は必ずしも通年である必要はございません。例えば夏場だけを助成対象の研修期間として運用することも可能になつておりますので、この点はさらに周知徹底をきちんと図つていきたいと考えております。

○小熊委員 今言つたのでいうと、研修生は通年じゃないんですけれども、現場では逆に、本省の顔色をうかがつてかどうかわからないですけれども、一年と言つているんですよ。

なおかつ、今の実績でいうと、ほとんどが研修生は通年じゃないですか。三ヶ月以上であればいいということになつていてるんですけども、実際に、短期のは見受けられないことは、やはり現場では一年にしてくださいねといふのが、私の地元での数例の話でしかないんですけども、実績を見れば、やはり全国的にそういう窓口の対応になつていてるという意味では、せつかくこれはいい事業なのに、その目的が達成されていないことがあります。

この事業は、新規就農者を雇用した農業法人等が行う農業技術あるいは経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を支援するというのでもございまして、この法人等が青年就農者を雇つていく、雇用農を拡大する、こういう趣旨の事業でございます。

ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、岩永裕貴君。

○岩永委員 日本維新の会の岩永裕貴でございます。本日も、どうぞよろしくお願いをいたしま

す。ただ前に、私は少し頭が混乱をしておりました。国土交通委員会では、いわゆるコンパクトシティーというのを議論して、きょう委員会で採決をされるというようなことなんですね。なぜ頭が混乱しているのかと申し上げますと、なあかりに思つております。

今、国土交通委員会で三十分間質問をしてまいりました。国土交通委員会では、いわゆるコンパクトシティーというのを議論して、きょう委員会で採決をされるというようなことなんですね。

それで、両法案を、この委員会の質問と、国土省の上げているコンパクトシティーの法案の質問を、きのう、おとといとずっと考えてる中で、トシティーというのを議論して、きょう委員会で採決をされるというようなことなんですね。

この都市再生特措法の一部を改正する法律案、いわゆるコンパクトシティーなんですけれども、その背景にあるのが、人口の減少、高齢化が増加する、そして、これから環境面を考えて、居住の集積、都市機能を再配置していくなければならぬというような背景で提出をされている法案でござります。

この法案の中身を読み込んでみると、中心市街地活性を保つよう、福祉または医療、そして商業施設等をコンパクトに町中に集めていく、できれば駅周辺にというような話なんですね。

そういう意味では、弾力的な運用、地域によつてのあり方、品目に、先ほどの稻作だと、またいろいろなことがありますから、労働時間の分配が、いろいろな季節性がありますから。なるべく彈力的に、しつかり狙いが達成されるように弾力的な運用も今後引き続き検討していただくことをお願い申し上げて、質問を終わりります。

ありがとうございました。

約バングルというか、中間管理機構は集約をどんどんしていくんですかね。それで、集約をしていくて、農業に携わらなくなつた人たちもまだその集落に残つていただけるよう、さまざまな支援、施策、方法を考えるというようなことで、やはり集落というものをいかに維持していくのが大切だというような方向についても御答弁をさせていた

ときよは、具体的な本法案の質問に入させていたまつて、そのあたりについてちょっとお伺いをしたいなというふうに思つております。

なぜ頭が混乱しているのかと申し上げますと、この国土交通省の推進しているコンパクトシティーというのについて、まず大臣はどのように見解を持たれているかということについて、御答弁をいただければと思ひます。

それで、両法案を、この委員会の質問と、国土省の上げているコンパクトシティーの法案の質問を、きのう、おとといとずっと考えてる中で、トシティーというのを議論して、きょう委員会で採決をされるというようなことなんですね。

この都市再生特措法の一部を改正する法律案、いわゆるコンパクトシティーなんですけれども、その背景にあるのが、人口の減少、高齢化が増加する、そして、これから環境面を考えて、居住の集積、都市機能を再配置していくなければならぬというような背景で提出をされている法案でござります。

この法案の中身を読み込んでみると、中心市街地活性を保つよう、福祉または医療、そして商業施設等をコンパクトに町中に集めていく、できれば駅周辺にというような話なんですね。

そういう意味では、弾力的な運用、地域によつてのあり方、品目に、先ほどの稻作だと、またいろいろなことがありますから、労働時間の分配が、いろいろな季節性がありますから。なるべく弾力的に、しつかり狙いが達成されるように弾力的な運用も今後引き続き検討していただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

今都市が、人口がふえていくときはだんだん膨張していくまつたので、広いところに都市として

皆さんは住まわれておられる。例えば、お年寄りになられて、なかなか病院へのアクセスが遠い。それから、あれはたしか青森の例だったと思いますが、これは雪かきがなかなか全部行き渡らない、若い人がいれば雪かきができるんだけども、ということでお年寄りの方がコンパクトシティーの中に住んでいただく、こういう例もあるだと思います。

都市の中でいわゆる都市機能というものをちゃんと發揮させるために、都市の中で真ん中に、真ん中というか一つのところに入つていただくという意味で、都市の活性化のあり方として重要である、こういうことでございます。

○岩永委員 私の地元なんかを見ても、結構、小学校区単位で集落というのが成り立つていて、ところが、恐らく皆さんの地元でも多いと思うんですけども、その小学校区単位の集落機能というのが、どうも、このコンパクトシティーの話を聞いてみると、そのあたりも、地域に各自はつくつしていくんだけれども、いわゆる合併前の旧町単位に一つぐらいをイメージしているというようなお話をなんですね。

それを一つにされると、そこに居住を誘導していくくなると、小学校区単位で成り立つていて集落というのだが、本当に人が減らすに機能を維持できるのかと、ということを非常に疑問にも思うところでございます。

いずれにしても、これは、国交省はそうですが、れども、農林水産省と余り、生活の現場を考えたときに、政策同士が網引きにならないように、ぜひ地元の現状に即した中で、恐らく時間も、これから二十年、三十年というスパンの中で考えていかなければならぬことだとも思いますし、人口減少の中でも、特に地方部、中山間地域と呼ばれる地域については直面している課題でもありますので、足並みをそろえて、実態に沿つた施策の運営をお願いさせていただきまして、以下、法案についての質問に移らせていただきたいと思います。

今回の閣法は、これまで三本あった法律を一本

化されて提出をされているということですけれども、恐らく、そういう提出の仕方には、私はかなりの哲学とか思いとかがあつてしかるべきだとうふうに考えているんですけれども、これを一本の法律として提出をされた意味、意義について、まずお答えください。

○小里大臣政務官 政府提出の法案では、農地維持支払い、資源向上支払い、中山間地域直払い、環境保全型農業の四つの支払制度を一本に法制化をするものであります。

本法案が、四つの支払いを一つの法案に盛り込んだその理由につきましては、多面的機能の発揮を促進する取り組みを行なう農業者等に対する支援を行うものであること、多面的機能の維持の基礎となる農地に着目をして、その面積に応じて支払いを行うものであるという理由によるものであります。

今まで三つが独立をした予算事業でありましたけれども、これを一本の法律に集約をし、位置づけをすることによりまして、国、県、市が指針、計画等を作成する過程で、どうやってこの四つを組み合わせて効率的な、安定的な運用を図ついくか、非常に取り組みやすくなる、そのように考えているところであります。

○岩永委員 これまでそれぞれにまたがついていたものを一本化することによって、わかりやすく、実定的に、効率的に現場が運用できるようについてのお話でしたが、衆法の方では、これを一本化せずに、それぞれにという提案の仕方をされおりりますけれども、ここについての考え方を教えてください。

○玉木議員 お答え申し上げます。

我々は、まず多面的機能は、農地・水や中山間の直払いあるいは環境支払いだけで発揮できるものではないと思っておりまして、この委員会でもある話があつたように、例えば、戸別所得補償制度でしっかりと経営が安定する、當農業継続ができる、そのことをもって、要是多面的機能が発揮できる、そういうことなので、政策的に産業政策と地域生きるということなので、政策的に産業政策と地域

政策を、ある政策でばっかり分けているわけではございません。

我々があえて三つの法案にしたのは、対象者を見たら、例えば、農地・水については、原則、廿三同事業に對して払われます。中山間の直払いは同事業にも払われますけれども、農業者にもせられます。環境支払いについては、昔と少し制度を変えて、農業者個人に対する支払いという基本的な位置づけにしておりますので、制度が対象とするものが、同事事業のものと個々の農家のものが混在していますから、むしろ、現行の制度をそのままにしながら、それを法制化して、それをやがて安定的な制度にするということで、三本の法律案にそれぞれ仕立ててあるということです。

○岩永委員 ありがとうございます。

引き続きまして、閣法の方でお伺いをさせていただくんですけれども、資源向上支払い、これは五年後には二五%オフというか七五%に削減をされるというような方針がござりますけれども、これは平成十九年から始まつておりますので、既にその七五%単価が適用されているところもあるつかと思います。

二五%オフにする理由と、今現在、そうしたところからどのような声が上がつてきているのかということについて、御説明をいただきたいと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

多面的機能支払いのうち、資源向上支払いの地域資源の質的向上を図る共同活動の取り組みを五年以上継続した地区につきましては、地域住民を含めた農村環境保全活動などが、本制度の活動によって活動が定着して効率的な実施が可能となつていると考えられますことから、基本単価の七五%を交付するということとしているところござります。

これは、資源向上支払いにつきましては、基本的にこれまで実施してまいりました農地・水保全管理支払いの組みかえ、名称変更という位置づけでござります。

六を、本邦はけでございまして、五年以上の取り組みを継続した地区的交付単価の取り扱いにつきましても、農地・水保全管理支払いの考え方を引き継いでいるものでございます。

また、もう一つのお尋ねでございます、どういった意見等が出ているのかということでございますれば、今回も、多面的機能支払いの創設に当たりまして、いろいろな御意見等をいただいておりますけれども、その中で、一部の県からではございますが、一〇〇%単価にしてほしいという要望も見られたところでございます。

ただ、私どもいたしましては、先ほど申しましたように、資源向上支払いにつきましては、取り組みを五年間以上継続したことによりまして、支援対象となります水路・農道等の整備を補修すと、か農村環境の保全活動ですとか、そういった活動が定着することによりまして効率的な実施が可能となつていると考えられること、それから、例えば、地域資源の質的向上を図る共同活動と施設の長寿命化のための活動をあわせて取り組むといったような場合に、軽微な補修等に単独で取り組むよりも効率的に行えるというようなことから、これらの場合は七五%の単価を適用するということとしているところでございます。

○岩永委員 ありがとうございます。

五年、ずっと維持継続をすれば効率的に取り組めるようになるだろう、恐らくそこに要する機具等もしつかり再利用しながらできるのでというようなことだとは思ふんです。

一方で、農地維持支払いはそういうた規定を設けていないということなんですが、その理由もあわせて教えてください。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

先生の御指摘のよう、資源向上支払いの活動につきましては、これを五年間継続するといふことで効率化が図れる、そういう性質のものであると考えております。

一方で、農地維持支払いにつきましては、支援

対象の活動が農地のり面の草刈りですか水路の泥上げですか、農業生産活動に伴つて行われる非常に基礎的な保全活動でございまして、活動が数年間行われて定着することによって、それに要する時間が低減するといった性格のものではないと考えております。資源向上支払いのよう、基本単価の七五%にするといった補正を行うことはしていらないところでございます。

○岩永委員 ありがとうございます。

一方で、衆法の方では、農地・水等共同活動の促進に関する法律の四条三の三で、「農地・水等共同活動の促進は、云々」というところがございます。

○大串(博)議員 お答え申し上げます。

すけれども、今の閣法の考え方について何か意味していらっしゃるのか、この中身について少し意味を教えていただきたいんです。

○大串(博)議員 お答え申し上げます。

今、私たちの規定ぶりを御指摘いただきました。適切に評価され、適切に反映されるようにわなければならぬということでござりますけれども、先ほど来、政府の方から答弁のありました農地・水、これまで五年間継続したところは七割五分という単価になつていく、今回、農地維持と資源向上では変わるということでありました。

私たちの法案においては、この農地・水活動に關して、一律、五年間の継続の結果として七割五分になるというようなことはなくて、そういう一律的な考え方ではなくて、私たちも現場をいろいろ歩かせていただいて声を聞かせていただく中で、いろいろな農地・水に関する活動がなされているのがよくわかります。あるところによつては、毎年いろいろな話し合いをみんなで持ちながら、工夫を加え、改善を加えながらやられているところもある。もちろん、場所によつてはそういうことがなかなか難しいところもありましょ。そういうた取り組み方にそれなりの差異があるものだというふうに思つております。

そういうた差異の中で、場所によつて、ことしはこうだ、来年はこうだということで、工夫、改

善を加えながら行つていただいているところにまでも、五年間たつたからという一律的な考え方で七割五分に単価を落とすというのはいかがなものかと

いうことで、その取り組みの方をしっかりと評価して、それが、それに値するものであれば、単価を落とすことなく、今後も支援を続けていくこと

というようなことも続けていけるようについて

○岩永委員 これについては、いろいろな価値観、考え方、地域の実情等はあるかと思うんですが、一律にしない場合の、やはり地域間の線引き

など、適切に評価し、適切に反映される、こうい

うふうな考え方をしたためたわけでございます。

○玉木議員 これについてお答えいただければと思います。

我々の法案は、中山間地という名前がついてい

ますけれども、総合的な条件不利補正対策とい

うふうな考え方があるかとも思つてます。

○玉木議員 お答え申し上げます。

つまり、もちろん中山間地というのは条件不利な典型的地域でありますけれども、それを、例え

ば傾斜の度合いという物差しをもつてひとつ判断

して、それに着目しながら、例えば緩傾斜と急傾

斜では単価が違うとか、そういうことをもちろん

我々も織り込んでおりますけれども、条件不利地

に対しても面的集積は難しいといった

ことになります。

○三浦政府参考人 お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、多面的機能の低

下が特に懸念されます中山間地域等につきまし

て、農地の傾斜等地理的条件から生じる平地との

生産コスト格差を補正するものでございます。

この中山間地域等直接支払いにおきましては、

過疎法など地域振興立法八法の指定地域等におき

まして、まず、田では二十分の一以上の急傾斜の

場合、十アール当たり一万一千五百円、八度以上の

緩傾斜の場合、十アール当たり三千五百円等の単

価を設定しているところでございます。

○岩永委員 そういうたルールをしっかりと定めて適用をおられるというところなんですが、こ

ちらについても、衆法の方で、それを受けてといふうことにならうかと思うんですが、この中山間地域に係る法律案の四条三の一で、「中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進は、」というような文章がございます。

けれども、この中が何を意味しているのかという

ことについてお答えいただければと思います。

○玉木議員 お答え申し上げます。

我々の法案は、中山間地といふことについて

ますけれども、総合的な条件不利補正対策といふことに考えておられた方が正確かなというふうに思つております。

○玉木議員 お答え申し上げます。

つまり、もちろん中山間地といふことは条件不利

な典型的地域でありますけれども、それを、例え

ば傾斜の度合いといふ物差しをもつてひとつ判断

して、それに着目しながら、例えば緩傾斜と急傾

斜では単価が違うとか、そういうことをもちろん

我々も織り込んでおりますけれども、条件不利地

に対しての何らかの補正を加えていくということ

でいえば、理論的には、傾斜がゼロでも、つまり

平地においても、分散整備あるいは地形の状態に

よつては、どうしても面的集積は難しいといった

ようなところがあると思います。

ですから、我々は、単に斜度、傾き度合いと

いたたよなことのみに着目するのではなくて、

広く、どうしても補い切れない条件不利性に着目

をして、それを総合的に支援していくこう、そのこ

とによって多面的機能の発揮を維持し、また営農

継続を下支えしていく、という観点でこういった

規定にしているのでございます。

○岩永委員 続きまして、一点、日本型直接支

払の効果、取り組み、そして定着状況を鑑み、再評価

をするということがうたわれております。

これも、このことだけにかかわらず、農政全般

に言えることなんだと思うんですが、現場の皆さん

百人とも、とにかく制度や金額というの

点もございますので、五年後を目途に支払いの効

果で、五年後の定着状況なんかを見ながらその金額や制度というのを考えていく。一つのタイミングとしてチェックをしていくことが、逆に現場、経営者にとつては混乱を來しているという

ことについてお答えいただければと思つてます。

そういうた視点から、この五年後の支払いの効果や取り組み、定着状況を鑑み、再評価することの意味と、または、そういった現場からの声も踏まえて、どういうふうに考えておられるのかといふことについてお答えをいただきたいと思います。

○玉木議員 お答え申し上げます。

我々の法案は、中山間地といふことについて

ますけれども、総合的な条件不利補正対策といふことについてお答えをいただきたいと思つます。

して施策に反映させることとしておりますけれども、その際、先生の御指摘ありましたようなことも含めて、地域の御意見あるいは実態等を十分に把握いたしまして、それらを踏まえて、必要な見直しについて検討するという方針で取り組みたいと考えております。

○岩永委員 一定、見直しといふものは常に必要になつてこようかとは思つてますが、やはり、現場目線からいふと、これは、金額について制度についても、できるだけ長く同じ制度をとにかく維持してもらいたいんだというような意見は、もう皆さんおつしやつてあるところでもあります。

こういつた現場の声を受け、衆法の方では、五年ごとの見直しというものについて、どのような考え方、理念を持ついらっしゃるのかということについてお答えをいただければと思います。

○大串(博)議員 私たちは、今回、中山間、農地・水、そして環境払い、これを法制化する提案をさせていただいております。

この意味は、まさに岩永委員から言われたように、これまで予算措置としてやつてきた、その中で五年後という見直しの概念がそこに盛り込まれていたものですから、各地域においては、これが最終年だな、来年はどうなるのかなど必ず尋ねられました。こういつた先行きの不透明感が農業に対する影響を与えるとするとよくないということで、私たちは、法制化することで恒常化するという意味において、五年後見直しというのが農家の方々の頭に不安感としてちらつかないようになつたという意味での法制化ということで御理解いただければと思います。

○岩永委員 続いて、衆法であえて明記をされており、資金の積み立てを可能にするという部分について、現行の制度ではできないのかどうか、ちょっとお答えいただけますでしょうか、農水省の方から。

○三浦政府参考人 まず、従来の農地・水保全管理支払いにおきましては、活動期間、原則五年で

ござりますけれども、その期間内での次年度への繰り越しは可能としておりましたけれども、活動期間の最終年度末における交付金の残額については返還するということをしておりました。

しかしながら、この場合ですと、活動期間が終了した後、次の活動期間においても引き続き取り組みを行うといった場合でも、交付金の残額を繰り越して使用することができないと、ことから改善を求める声が現場から寄せられていましたところでございます。

このため、多面的機能支払いにおきましては、活動期間の最終年の年度末における交付金の残額につきまして、活動の円滑な継続のために次の活動期間に繰り越すことができることいたしました。そこで、この場合は交付金残額を返還しなくてもよいということとしたところでございます。

○岩永委員 ありがとうございます。

そして、衆法の方、これをなぜあえて明記されているのかというところについて、意味をお伺いできればと思います。

○大串(博)議員 これも、地元で農家の方々の声を聞くとよく言われるのが、今のような制度になつていると、政府の御答弁ではありましたけれども、いやいや、年度末が近づいてきました、これがどうなっていると、いうことと、この事業はなかなか終わらない可能性があります。それで、いよいよ、年度末が近づいてきました、これがどうなっていると、いう政府の御答弁ではありますけれども、さりにそこで環境に優しい、そういうことをやるとしたら、ある種環境加算として乗せていくということなので、ある意味、戸別所得補償制度の一つの延長の中、環境に配慮した農業の取り組みを位置づけていこうということで、国から直接、同じような形で交付するという制度的整理をした次第でございます。

○岩永委員 これまで、閣法と衆法の相違点というか、そういう思いから、非常に心配でありますといふ声を多く聞く。

そういう意味で、より明らかなかつて、年次度にわたる支出あるいは計画が可能であるということをしっかりと理解していただいて、あるいは周知徹底をさせていただき、それによって効果的でかつ柔軟な取り組みをやつしていただけるようについて明記したこと、配慮していくこう、こういうことを明記したところでございます。

○岩永委員 ちょっと足早になつて申しわけないですけれども、衆法の方で、環境保全、環境にかかる部分の支払い方法を直接、国からダイレ

クトにいうようなことを方針とされているようですけれども、なぜそいつた支払い方法、環境構造改革ということをおつしやつてあるんだと思つてけれども、こここの点について、少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○玉木議員 岩永委員から今御指摘があつたように、私も、この閣法、衆法、違いを探せばそれはあると思うんですけど、むしろ同じところをどうやつて見つけていくのか、こういう観点でいつも思つておりますし、答弁もそういう視点でやらせていただいておりますが、以前にもお答え申し上げましたけれども、一言で言つて、静かな構造改革を促す制度としてぜひ進めていきたいなということです。

○玉木議員 お答え申し上げます。

経緯を申し上げますと、環境はもともと農地・水・環境支払い一緒くたの制度だったんですけども、例えば野菜なんかは典型的ですけれども、多かつたので、交付対象者、支援対象を個々の農業者という制度に切り出して、環境保全支払いについてはつくつたということがあつたので、集団でやるよりも、むしろ個々でやることがあって、安定的に営農継続する、例えば条件不利であれば、条件不利加算として中山間の直払いがあれば、条件不利加算として中山間の直払いがつくつたといふことなので、ある意味、戸別所得補償制度の一つの延長の中、環境に配慮した農業の取り組みを位置づけていこうということで、国から直接、同じような形で交付するという制度的整理をした次第でございます。

○岩永委員 これまで、閣法と衆法の相違点というか、そういう思いから、非常に心配でありますといふ声を多く聞く。

そういう意味で、より明らかなかつて、年次度にわたる支出あるいは計画が可能であるということをしっかりと理解していただいて、あるいは周知徹底をさせていただき、それによって効果的でかつ柔軟な取り組みをやつしていただけるようについて明記したこと、配慮していくこう、こういうことを明記したところでございます。

これまで玉木委員の方から何度も御説明がありましたが、とにかく米価の下落のペースと経費削減のペースというものをしっかりと国と連携していこう、そういうふうに思つてお答えいただけますでしょうか。

これまで玉木委員の方からも何度も御説明がありましたが、とにかく米価の下落のペースと経費削減のペースというものをしっかりと国と連携してコントロールしていかなければ農家が潰れてしまうということ、だから、穏やかな、緩やかな構造改革ということをおつしやつてあるんだと思いますけれども、こここの点について、少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○玉木議員 岩永委員から今御指摘があつたように、私も、この閣法、衆法、違いを探せばそれはあると思うんですけど、むしろ同じところをどうやつて見つけていくのか、こういう観点でいつも思つておりますし、答弁もそういう視点でやらせていただいておりますが、以前にもお答え申し上げましたけれども、一言で言つて、静かな構造改革を促す制度としてぜひ進めていきたいなということです。

○玉木議員 お答え申し上げます。

経緯を申し上げますと、環境はもともと農地・水・環境支払い一緒くたの制度だったんですけども、例えば野菜なんかは典型的ですけれども、多かつたので、交付対象者、支援対象を個々の農業者という制度に切り出して、環境保全支払いについてはつくつたといふことがあるので、集団でやるよりも、むしろ個々でやることがあって、安定的に営農継続する、例えば条件不利であれば、条件不利加算として中山間の直払いがつくつたといふことなので、ある意味、戸別所得補償制度の一つの延長の中、環境に配慮した農業の取り組みを位置づけていこうということで、国から直接、同じような形で交付するという制度的整理をした次第でございます。

○岩永委員 これまで、閣法と衆法の相違点といふことですが、農業という、例えば一年に一回しか作物をつくれない、こういう他の産業とは違う特徴を持っているような面もありますので、我々としては、その方が適切ではないのか。

ポイントは、やはり、構造改革を促して生産コストを下げていくペースと、例えば米価の下落のペースをある程度調和をとりながら、つまり、それができるような実入りが極端に変わらないようにながら、目指すべき方向に促していくといふことが我々のとつている考え方であるし、そういう考えに基づいて所得補償についても設計をしていくということでございます。

○岩永委員 これまで玉木委員の方からもどうした方向性について、我々もそうした国のサポートというものは必要であろうというふうにも考えているんですけれども、今の見解について、大臣はどういった意見をお持ちなのかということについてお答えいただけますでしょうか。

○林国務大臣 玉木委員がおつしやつたように目指すべき方向、これは集約化をしていくことがあります。ということであると同時に、来年から何か新しいことをやれと急に言われても、一年に一作でありますから、そういうところは共通をしているのではありません。いか、こういうふうに思つております。

一方で、主食用の米の需要が毎年平均で八万トンずつ減つて、もう少しつかん減るときもあるわけでございまして、そういう状況に照らして合わせてみて、水田をフル活用する、しかし主食用の米の需要は減つていく、この二つのことをどう調和させていくのか。

こういう意味では、やはり我々としては、一五五千円を全ての販売農家に対しても支払ひする、その要件は米の生産数量目標に従つて生産を行つて、今の直接支払交付金については我々の目指すべき方向と必ずしも一致しない、こういうふうな判断をしたわけでございます。

米については、十分な国境措置がございます。また、潜在的な生産力は、今申し上げたように需要を上回つておりますので、今の交付金については平成二十二年度に導入されるまではなかなかつたわけでございますので、これがないので農業の崩壊につながるかというと、必ずしもそうではないのではないか、こういうふうに思つております。

冒頭申し上げたように、一年に一作というペースでございますし、この直接支払交付金を前提に機械、施設の投資を行つてきた農業者もいらっしゃるであろうということで、直ちに廃止ということではなくて、ことしから単価を半分にした上で、二十九年産までの四年間の経過措置を講ずることにしたところでございます。

○岩永委員 時間となりましたので、最後の質問に移らせていただきたいんですが、衆法の方の所得補償についてお伺いをしたいと思います。

前回の委員会で、たしか林委員の質問にお答え下さいましたので、それで、イメージとしては、この制度が始まつたときには、できれば十年後ぐらいをめどにこれをなくしていくとい

うか、集約化が進んで必要なくなつていくだろうと、いうようなことをおっしゃつておられました。だから、今から考へると、タイミングとしては六年後ぐらいをめどにということでありますけれども、この所得補償をやめるロードマップといふか、急にやめていくのか、徐々に、ソフトランディングというか、どういうふうにやめていくのかというようなところのロードマップを少し御説明いただけますでしょうか。

○玉木議員 前回もお答えを申し上げましたけれども、十年ぐらいでそういう目指すべき方向に近づけていきたいということで、もう四年ぐらいたちましたので、あと残り六年ぐらい今の制度を、岩永議員も今おっしゃいましたけれども、やはり安定的な制度をしばらく続けてみないと政策効果も出でこないので、ぜひ、この四年間安定的に進んできた制度を行ひながら、十年ぐらいかけて目指すべき方向に持つていきたい。

ロードマップでありますけれども、何か明確にばしつとそこで切るというよりも、いかに生産コストを下げていいけるか、このこともまたポイントになると想いますので、この戸別所得補償だけではなくて、他の集約化を促していくようななもの、例えば農地集積協力金でありますとか、あるいは、担い手を応援するような、新規就農を促していくような制度、さまざまのものを組み合わせながら、十年後をめどに目指すべき方向にぜひ乗り寄りたい。

このことは、政府・与党の案ともそれほどぞではないというふうに私は思つております。

○岩永委員 ありがとうございました。

またあさつても、四十分間お時間をいただきこととくことですでの、きょう比較させていただいたことをもとに質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○坂本委員長 この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑を行ないます。林宙紀君。  
○林(宙)委員 結いの党的林宙紀でございます。  
皆さん、長い本会議の後、お疲れのところ、もう少々だけおつき合いをいただきたいと思います。(発言する者あり)短目に。後ろの質疑の方もいらっしゃいますので、なかなか難しいところですが、何とかコンパクトにやりたいなと思つております。  
さよは、政府の皆さんと、また同様に衆法提出者の皆さんにも質問をさせていただきたいとうふうに思います。  
まず最初に、政府側に御質問申し上げます。  
今回の法案の中で、水田のフル活用ということでお、飼料用米などを初めとしまして、主食用米をある程度生産をしつかりと需給調整というか、需給をしつかりと合わせていく中で、そのほかにも水田をちゃんと活用していくましよう、こういった方針をしつかりと入れていただいているところはもう既に皆さん御承知のとおりかと思うんですけども、その水田において、今まで、麦や大豆というところも非常に重要な作物だよということで、増産していくましようということであつてこれらたと思うんです。  
済みません。さよは資料を用意しませんでしたので、後ほど、皆さんの各自お持ちになつてある資料をごらんいただければと思うんですけども、水田の利用状況がどのような形で推移してきたかということで、農省の方からもいろいろとデータが出ております。その中で、私がいただいているデータは平成二十年度から二十五年度までのデータということで、水稻の作付面積自体は大体百六十四、五万ヘクタールだということで、ほとんど変わつておりません。その中で、主食用米がだんだん減産してくる一方で、新規需要米などでその作付面積を守つてきた。  
そうしますと、先ほど申し上げた大豆と麦、こ

それで、私の理解ですと、畑作物の直接支払交付金ということで、今度からはゲタということでおなじく、今申し上げたような水田活用の直接支払交付金ということで、これまでも、水田においての麦、大豆の生産をふやしていきましょうということで、結構力を入れてこちらで、どうやら、少なくとも直近六年間を見てみると、大豆が二十年度に十三万ヘクタール、麦が十七万ヘクタールで、これが大体同じぐらいで推移しているんですけども、大豆に関するところはちょっと減ってきてまして、十一万ヘクタールぐらいに減ってきてますよということで、これが水田で転作をしている大豆、麦ということになります。

では、一方で、畑でつくっているそういうたものはどうなっているのかなというと、これもやはり農水省さんの方の資料をいろいろと拝見しますと、例えば小麦なんかもほとんど変わっております。上下はありますが、大体八十万トンとかそのぐらいを境にして、上に行ったり下に行ったりという形になってしまいます。大豆に関しては、生産量に関しては、二十万トンを挟んで、上を行つたり来たりというようなことになつているということです。

林は一体何を言いたいのかというと、麦、大豆というものを、ある種、戦略作物という位置づけでもありますし、しっかりとふやしていく、つくついていく、というふうにしてきたのではないかなど思つていたんですが、実際はそんなに増産されていないですよ。こういう現状です。これに関して、政府の方ではどのようにお考えなのか。効果が上がっていないと考えるのか、それとも、そのほかの諸条件がさまざまあって、頑張っているんだけれども、何とかこのレベルで踏みとどまっているというような認識なのか、その

あたりをお答えいただきたいと思います。

○林國務大臣 麦、大豆ですが、水田の有効活用を図りながら、自給率、自給力の向上を進める上で大変重要な戦略作物でありますので、本作化を進めて、需要に応じた生産の拡大を図ることが必要であると思つております。

今回の米政策の見直しにおいても、県、市町村段階において、主食用米と非主食用米をどのように作付けるか、あるいは、麦、大豆について、どのような取り組みをするか等を検討していただき、地域の作物振興の設計図となる水田フル活用ビジョンをつくっていただこう。こういうことをしていただきた上で、産地交付金の活用を通じて、地域の特性を生かした産地づくりの推進を図る、こういうことにしております。

今お話をあつたように、この作付面積の推移を見ても、どんどん伸びていくという状況にないわけですが、やはり水田における麦、大豆の生産に当たつて、湿害等により収量が不安定なこと、ロットごとの品質のばらつき等の課題があることから、こういう課題を解決するために、生産性向上に資する単收回上技術、機械化体系の導入、それから、ロットごとの均質化等に資する乾燥調製施設の整備、こういうことを行うとともに、新たに、本年度より、生産者、実需者、行政が一体となつて行う、生産性、加工適性にすぐれた新品種等の導入を進める、こういうことにしております。

これまでいろいろなことをやつてきたわけで、先ほど委員からは、効き目がなかつたのか、効き目があつてここにどまつているのか、こういう御質問がありましたが、さらにこういふものを新しくやつしていくのも加えていくわけで、もし、何もしなかつたらどうなつていたかといえ、私の印象で申し上げれば、委員がおつしやつた後の方、要するに、どんどん下がつていくという状況を今まで食いつめてきたのではないかと思つておりますが、さらにこれがふえていくような新たな取り組みをしていかなければな

らないということを先ほど申し上げたところでございます。

産地で、収量性、加工適性にすぐれた小麦新品种、それから、倒れにくく、大粒で良質な大豆新品种、例えば、小麦新品种では、三重県に二十五年から新品种のさとのそらが導入されておりまし、石川県では二十六年、ことしから里のほほえみという大豆の新品种を導入する予定になつております。

既に定着してまいりました北海道のゆめちから、日本で初めて日本産の小麦で食パンができる、こういうものや、福岡でラーメン専用の小麦というラー麦、こういうものに加えて、新しい動きも出ているところでございますので、こういうことを全体としてサポートしていきたい、こういうふうに思つておるところでございます。

○林(宙)委員 御認識はよく理解できました。

いろいろな難しい条件が重なつて、かなり頑張つておられるんだけれども、なかなか上に伸びていいくことが難しいということだと思います。

それは、私とて、大豆や麦がこのままでいいとは思つておませんので、もっと国産で貰えるんだつたら、何とかもつとぶやしていただきたいと、いう思いはあります。ただ一方で、そこに關しても、手取りの額が違うのかというものを宮城県内のデータで調べたものがあるんです。

手元にきょうは詳しく申し上げませんけれども、設

定はされていると思うんですけども、その目標

を、きょうは詳しく申し上げませんけれども、設

定はされていないので、ちょっと

詳し目に言いますけれども、もちろん主食用米と

手取りの額が違うのかというものを宮城県内の

データで調べたものがあるんです。

手元にきょうは詳しく申し上げませんけれども、設

定はされていないので、ちょっと

詳し

うんですね。頑張れば十万五千円までとれて、そして、東北の方は二毛作はできませんけれども耕畜連携も難しいかもしれません、畜産が少ないから。ですけれども、そういうものをがっちり使つていけば、決して主食用米に遜色のない所産が取れるということは、かなり現場にはもう落ちてきていると思います。

にすると、耕畜連携を拡充するとか、いろいろやり方はあると思うんですが、飼料用米に対してもインセンティブを、主食用米とは全くイープンに並べないで、もう少し強化してやるというのを一つの方法だと思います。

十万五千円までだつたらとかといふことも一つ選択肢としてはあり得るという理解でよろしいんでしょうか。

多面的機能支払いの交付単価でございます。これは、農地を維持するため地域共同で取り組むことが必要な水路や農道等の保全管理に要するコストに着目をして設定しているものでございまます。

実際、私の宮崎なんかでいうと、国道十号線といふのが走っているんですけれども、それから海側のところは余り水がよくなかったです。そういうところは、やはりこっちの方は主食用よりも飼料用米をつくった方がいいよねという声が大分出てきました。しかし、山の方はいい水が出ますので、こっちの方はやはり田地化して主食用米をつくりたいかなきやいけない。

ですから、このトータルパッケージで、お金の張り方だけで誘導しているわけではなくて、畜産

我々としては、もちろん飼料用米に対しても支援を受けることによって相対的にこっちを上げていくといふのは、いいような悪いような感じがあります。拡充していくこととあわせて、主食用米についても、生産調整の枠組みをうまく使いながら、所得を一定程度確保することをやはり主食用米できちりやつっていくことも大事だということで、この生産調整を条件とした戸別所得補償を入れて、いるということになります。

で、逆に、平均単収に満たなければ五万五千円まで下がるということセットでやっていますので、こういうある種数量払い的な概念を入れていいことは、我々のときにはやりませんでしたけれども、私は、方向性としては、こういうことも一つの考え方だと思います。頑張る人を支援していくという方向性の中では、数量払い、こういった方向性については、我々としてもとり得る選択肢の一つだと思っております。

の区画が大きくて、単位面積当たりの水路や農道の延長が短いということから、単位面積当たりの共同活動量が府県に比べて小さくこと、特に区分して単価を設定することが適当であるということが一つでございます。

二つ目は、北海道以外の地域につきましては、今申し上げましたような北海道と府県との間ほどとの顯著な差異があるといふうには考えにくく、いうことがござります。

それから、三つ目は、本支払いと同様に地域の

経営の中において、配合飼料の価格の不安定さと  
いうものが非常に経営を圧迫しているわけですか  
ら、やはり日本人は米をつくるのが一番得意である  
、そして、水田において飼料用の米がつくれれば  
飼料自給率も上がるわけですから、農政全体と  
しての底上げになります。そういう感覚でい  
けば、私は十分インセンティブは働いているものと  
いうふうに考えております。

整の条件を外しておりますので、ここはある意味自由にどんどん頑張つてつくつていただくといふことにはしておりますけれども、いずれにしておることも、主食用米と飼料用米とバランスをとつて、どつちに全て寄せていくことではなくて、バランスよい生産の奨励と所得の確保ということが重要だというふうに考えております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

今のお二方の御答弁からいきますと、政府側と

そうしましたら、これできょうは政府側に対し  
ては最後の質問という形になります。  
先日、私は地方公聴会で新潟の方に行かせて  
ただきましたけれども、今回の多面的機能支払い  
についても結構いろいろ触れられていたわけです。  
その中に、やはりある程度度あつた意見だなと  
思つてゐるのが、多面的機能の支払いについて  
は、これは衆法の方も同じだとは思うんですけど  
ね。

共同活動のコストを支援しておりました農地・水保全管理支払いにおいても、北海道と府県とに区分して単価を設定していたことがござります。  
そして、四つ目に、平成二十五年度に行いました調査、この多面的機能支払いの設定に向けた調査でございますけれども、その調査の結果におきましても、北海道と府県との共同活動量に大きな差が認められたということ。

八万円の飼料用米の単価を入れた際に、うちの近所でもこれに飛びつきまして、八万円ももららるんだと思つて飼料米をつくり始めたところがあつたんですが、一年やつてみて、どうも合わない。というのは、乾燥費とかあるいは移動のための費用とか、ちょっとと予期せぬコストもあつて主食用米と同じようになるよう確かに単価設定はしました、ただ、実際にやつてみると、なかなかそういう所得が得られなかつたというところが初年度は確かにありました。

その意味では、今、政府・与党案でも入つてますけれども、例えば、産地資金、産地交付金を利用して、そういうものに上乗せができるよう

しては、特にこれ以上、例えば、頑張れば十万五千円まで行くと、このデータ上の差額というものは消えます。なので、そこまで行つていただければ、何とかうまく進んでいくのかなと思うんですが、これ以上、例えば額をちょっとプラスするということは恐らくないんだろうな、今のところはお考えではないというふうに考えました。

済みません。もう一度提出者の方にお伺いしますが、今のお話をそのまま理解すると、飼料用米に対する支援はもう少しというお話だったということは、八万円ではなくて、もう少しプラスする、例えば、九万円とか、政府の言うように上限

ども、北海道以外の都府県に限っては、基本的にその交付金額というのは一応一律で計算されているということになるんだと思います。ただ、実際のコストというのは、当然地域差というのは発生していくわけで、参考人でいらっしゃった方の中には、そういうた地域差というのも一つ考慮した方がいいんじゃないかというような趣旨の話もあつたわけなんです。

実際に一律に決めるときにはいろいろ計算されていくと思うんですけども、最終的に一律でオーケーというふうに決めた根拠というのはどのあたりにあるんでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

○林(宙)委員 実際に計算をしてみたら、そんなに有意な差が大きくなかったですよということで、最終的に一律になったということであれば、私は結構だと思います。一律の方が扱いやすいところもあるでしょうし、これは、実際、今後運用等々をしていく中で、もし見直す必要があるのであれば、そのときにもた考へればいい、そんなことなんじゃないかなと思います。

以下の質問に関しては、基本的には衆法の提出者の方にお伺いをする形になります。また、これして交付単価を設定するということとしたものでござります。

第一類第八号



しかし、農地の多面的機能というのは、いろいろな効果があつて、公益機能なわけですから、そこをしっかりと客観的に組まなければならないわけです。そこをこれからの政策の柱にして、そして税金を入れる以上、その指標の明確化と客観化が非常に重要な点だと思っております。

そういう問題意識の中で、どのように明確化して客観化していくのか、まず伺いたいと思います。

○三浦政府参考人　お答え申し上げます。  
多面的機能支払いにつきましては、第三者委員会の設置を予定しておりますが、その助言をいただきながら、多面的機能の増進を図る活動を含めた施策全体について、その評価方法等に関する検討を行っております。

これまで農地・水保全管理支払いにおきましては、その評価方法等について第三者委員会の助言をいただきながら、実施状況の分析、データですけれども、その分析を行いますとともに、遊休農地の発生の防止の効果、水路や農道等の施設の機能維持の効果、それから景観や生態系等の地域環境の向上の効果、あるいは地域のつながりを通じた地域の活性化の効果といった項目、これらを通じた地域の活性化の効果といつた項目、これがケートの方式によりまして調査、分析等を行いまして、施策の効果の評価を行つてきましたところでございます。

多面的機能支払いにつきましても、こうした農地・水保全管理支払いにおける方法を参考としながら、適切に施策の効果の評価を行つてしまいりたいと考えております。

○畠委員　こういふものはしっかりと評価するども、恐らく数値化することもあるのかどうか。よく、これは公共事業なんかでBASICと言われますが、特にこういう曖昧なものを評価する場合、定性的なものでいいのか、あるいは相当程度数値も入れて客観化していくのかという議論はある、そこをどうつくるかというのは悩ましいわけ

ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、第三者委員会で審査して云々とおっしゃいましたが、これは更問になりますが、この法律では、第三者委員会なり指標の客観化といふのは、何か読めるような根拠規定が入つてますでしょうか。

○三浦政府参考人　お答え申し上げます。

多面的機能支払いは平成二十六年度、本年度から実施を始めておりますけれども、予算措置として行つておりますが、その交付金の要綱におきまして、第三者機関の設置ということが定められておりまして、そこで第三者委員会を設けるという根拠を設けております。

○畠委員　恐らく、法律でしっかりと検証するといふべきというのを行つておりますが、その評価方法等について第三委員会の助言をいただきながら、実施状況の分析、データですけれども、その分析を行いますとともに、

遊休農地の発生の防止の効果、水路や農道等の施設の機能維持の効果、それから景観や生態系等の地域環境の向上の効果、あるいは地域のつながりを通じた地域の活性化の効果といつた項目、これらを通じた地域の活性化の効果といつた項目、これがケートの方式によりまして調査、分析等を行いまして、施策の効果の評価を行つてきましたところでございます。

これまで農地・水保全管理支払いにおいては、その評価方法等について第三委員会の助言をいただきながら、実施状況の分析、データですけれども、その分析を行いますとともに、遊休農地の発生の防止の効果、水路や農道等の施設の機能維持の効果、それから景観や生態系等の地域環境の向上の効果、あるいは地域のつながりを通じた地域の活性化の効果といつた項目、これがケートの方式によりまして調査、分析等を行いまして、施策の効果の評価を行つてきましたところでございます。

多面的機能支払いにつきましても、こうした農地・水保全管理支払いにおける方法を参考としながら、適切に施策の効果の評価を行つてしまいりたいと考えております。

○畠委員　こういふものはしっかりと評価するども、恐らく数値化することもあるのかどうか。よく、これは公共事業なんかでBASICと言われますが、特にこういう曖昧なものを評価する場合、定性的なものでいいのか、あるいは相当程度数値も入れて客観化していくのかという議論はある、そこをどうつくるかというのは悩ましいわけ

付金の交付額のおおむね二分の一以上を個人配分に充てる、だから個人に行くんだということだと

思いますが、法制化後、この取り扱いは継続されるのかどうか、されなければ、今の理屈からいえれば、四分の一もあれば、四分の三もあれば、いろいろそこは話し合い次第ということでしょう。

○三浦政府参考人　お答え申し上げます。

多面的機能支払いは平成二十六年度、本年度から実施を始めますけれども、予算措置として行つておりますが、その交付金の要綱におきまして、第三者機関の設置ということが定められておりまして、そこで第三者委員会を設けるという根拠を設けております。

○畠委員　恐らく、法律でしっかりと検証するといふべきというのを行つておりますが、その評価方法等について第三委員会の助言をいただきながら、実施状況の分析、データですけれども、その分析を行いますとともに、

遊休農地の発生の防止の効果、水路や農道等の施設の機能維持の効果、それから景観や生態系等の地域環境の向上の効果、あるいは地域のつながりを通じた地域の活性化の効果といつた項目、これがケートの方式によりまして調査、分析等を行いまして、施策の効果の評価を行つてきましたところでございます。

これまで農地・水保全管理支払いにおいては、その評価方法等について第三委員会の助言をいただきながら、実施状況の分析、データですけれども、その分析を行いますとともに、遊休農地の発生の防止の効果、水路や農道等の施設の機能維持の効果、それから景観や生態系等の地域環境の向上の効果、あるいは地域のつながりを通じた地域の活性化の効果といつた項目、これがケートの方式によりまして調査、分析等を行いまして、施策の効果の評価を行つてきましたところでございます。

多面的機能支払いにつきましても、こうした農地・水保全管理支払いにおける方法を参考としながら、適切に施策の効果の評価を行つてしまいりたいと考えております。

○畠委員　こういふものはしっかりと評価するども、恐らく数値化することもあるのかどうか。よく、これは公共事業なんかでBASICと言われますが、特にこういう曖昧なものを評価する場合、定性的なものでいいのか、あるいは相当程度数値も入れて客観化していくのかという議論はある、そこをどうつくるかというのは悩ましいわけ

いによってというんでしょうが。集落の話し合いによつて、いかよな、「二分の一」になることもあります

れば、四分の一もあれば、四分の三もあれば、いろいろそこは話し合い次第ということでしょう。

○三浦政府参考人　お答え申し上げます。

中山間地域直接支払交付金につきましては、今政務官からお答えしたとおり、二分の一以上を個人配分に充てるということが原則であるというふうに書いてござりますけれども、多面的機能支払いにつきましては、これは地域の共同活動に対し援、これも直接支払いという以上は、同様に多くが、二分の一以上が個人配分に充てられることが必要だと思いますが、この基準とか、どのような方針かというのを伺いたいと思います。

○小里大臣政務官　御指摘のとおり、中山間地域等直接支払交付金の使途につきましては、交付額のおおむね二分の一以上を個人配分に充てることを原則にしつつ、最終的には地域の話し合いで決められているところであります。今回の法制化に当たりまして、この基本的な枠組みを維持することとしておりまして、その配分方法についても

従来の取り扱いを踏襲してまいることになります。多面的機能支払いについては、地域の共同活動を支援するものであります。農業者等による活動組織に支払われるものであります、その資金の使途についても、この場合も地域の話し合いをもとにしながら、個人が出役をした場合の日当として支払うこと等も想定をされております。

環境保全型農業直接支援につきましては、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援するものであります、これも農業者の組織する団体等に支払われるものであります。その使途については、取り組みを行つた個人が個人に行くから直接払うとする定義としては、それは集落に行くのが原則だけども、それが個人に行くから直接払うだというの、何となるべくミスリードさせるような、何となく例外的な制度を直接払いと呼んで、不正確だなど私は思います。定義としては変だとは思うんですが、それはそれをして、それを前提にして議論させていただきたいたいと思います。

○畠委員　ありがとうございます。  
それは、中山間地以外のおつしやつていた部分も、二分の一以上を個人配分に支払うということだけは同じ、変わらないというか、そういうことだけは同じで、変わらないというか、そういうことだけは同じで、変わらないというか、その集落の話し合

りどうかなと思つておるんですが。

ちよつとそこは、政務三役のどなたでもいいん

ですが、この前、江藤副大臣が、直接払いはそつ  
いうことだとおつしやつっていましたが、直接とい  
う定義はどうかなと思つんですが、いかがでしょ  
うか。

○江藤副大臣 前回お答えしたときに、確かに私

も認めました、直接農家の懐にお金が入るわけで  
はありませんので、直払いという言い方はいかが  
かという委員の御質問は理を導いているものだと田畠

いますが、ただ、この中山間地域直接支払いでは、今議論がありましたように、二分の一以上が農家の懐ということで規定をされております。今回の部分については、それも規定はされてお

りませんけれども、ただ、地域の話し合い、裁量によって、そういうことも可能となつてていくわけでありまして、中山間地域直接支払いという言葉はもう農家の間でも定着しておりますので、日本型という、その特徴を生かす、それを象徴的にあらわす意味で今回は使わせていただくということを私は申し上げているわけであります。

本当は、そういう意味では、農家なんかでよく聞くのは、できるだけ個人に配分してほしいといふのはよく言われます。そこは、集落のいろいろな話し合いということがあるでしょうから、そういう方向に行きやすいのかどうかということは、行きやすいのかなというか、行ってほしいとは思ふんです。そういうことも含めて、できるだけ個人に行つて、そして、今までの政策とそんなに大きく変わらないで、個人がもらえるような形で、フトランディングしていくべきだとは思います。では、ちょっと違う質問をやらせていただきま

今回、共同活動を前提にして農地維持支払いと  
いうのをやっていくということになります。これ  
は、先週、参考人質疑でもあつたんですが、東京  
農大の谷口先生だつたでしょうか、農地を農地と  
して維持していくというのは、何も共同活動だけ

ではないのではないだろうか、そこは、共同活動を前提にすることなく支払いをしてもいいんじや

共同活動が支援の対象となつてゐるところであります。

○畠委員 ありがとうございました。  
次に、別の質問をさせていただきたいと思いま  
す。

これは、法律云々という話とはまたちよつと違  
うんですが、中山間地の支援というか、中山間地  
の農地の流動化について伺ひたいと思います。

佐賀の地方公聴会で 農業法人をやつている方が言つておられましたけれども、中山間地の農地というのは、条件が悪くて、受け手も、できれば引き受けたくなかった。たゞ、それが耕作放棄地こ

農地中間管理機構ができたわけですが、農地中間管理機構も、当然、借り手がなければ、そこは借りないと、いうスキーム、受けないと、いうスキームになつております。

このよなことをどうやつて支援していくかということを考えた場合に、一つとしては、農地の流動化という意味で考えれば、出し手に対する支

援というのはできて、そして、農地中間管理機構もできた。ただ、受け手に対する支援がなくなつて、中間管理機構ができたからいいということだ

と思うんですが、そこはなくなつた。  
これは個人財産の形成ですから、受け手に対し  
て何でもかんでも支援するというのは、もちろん

適切ではないと思うんですが、中山間地域の農地を維持するという公益性に鑑みて、こういう一定の条件のもとで、こういう中山間地みたいな中の

一定のところは、受け手に対する支援はあるよ。そういう組み方も論理的にはあるのかなどという気がします。

もう一つ考えられるのは、佐賀の公聴会で、農業法人をやっている秋吉さんという方でしたが、やはりおっしゃっていましたが、条件不利地のようない定の限定された地域については所得補償を厚くすべきじゃないかと。受け手ということでは

なくて、そもそもその地域に対しても所得補償を厚くしていくべきだと。

そうすると、今の中山間地直接支払いは、今までやつたことを大体法制化したことだから、それで足りないという趣旨なのかどうかということだ

と思ひますが、地域政策でそういうことを考えていくというのは一つの考え方だらうと思います。私も、こうやつて聞いてるに、今言つて二通り

方向性が、講じるとすればあるのがなという気がします。

○林国務大臣 中山間地域における農業者の支援は大変大事なことでありますが、まず農業の生産条件の不利を補正する、それから農業の担い手のすが、どのようなお考えをされていましてようか。

確保に工夫を凝らす、そして農業を核とした地域の活性化を図る、こういうポイントがあろうかと  
いうふうに思つております。

まず、生産条件の不利性に関しては、中山間地域等直接支払制度による支援を基本としながら、多面的機能支払い、環境保全型農業直接支援と効

果的に組み合わせた取り組みを進める」とによつて、地域の特色を生かした農業を開拓する、「こういうことであろうかと思ひます。

それから、やはりこの流動化を進めるために、農地中間管理機構をうまく活用していく必要があるんですが、中山間地域の場合は、担い手、それ

から借り受け希望者、人・農地プランをやつて  
も、なかなかこの人というのが見つかりにくいと  
いうところもあるわけでございまますので、やはり

農地中間管理機構を活用する場合でも、地域と機構がよくよく連携して、借り受け希望者の発掘等に創意工夫を凝らす必要があるのでないか、こういうふうに考えております。

スで参入したい企業、こういうものも積極的に誘致する、こういうところをトップとして持つておいて、こういうところがあるんですが、こういふことをやはり管理機構が積極的に行う、例えば放牧地としての活用を検討する、さらに都市住民の市民農園としての活用を検討する、それから新規就農者の研修農場としての活用を検討する、いろいろな工夫をしていく必要がある、こういうふうに思つております。

それから、農業を核として地域を活性化すると

いう観点からいえば、やはり地域資源を活用した

六次産業化、それから交流人口の増加、いわゆる

都市農村交流でやっていく、それから農村景観や

資源を保存、再生して活用する取り組み、こうい

うのもメニューがございますので、地域の特性

にそれぞれ応じて展開することが重要であると

思つております。

以上、三つに分けて申し上げましたけれども、

これはやはり地域、地域に応じて総合的に推進し

ていくことが肝要である、こういうふうに

考えております。

○畠委員 恐らく、そういうことをするために

は、中間管理機構がしつかりと能力を持つて、

コーディネート機能とかアドバイザーモデルを持た

なければいけないということだと思います。

地域を歩いていると、やはり中間管理機構の役

割は勘違いされてしまって、貸したいところはこ

ういう条件の悪いところも原則として引き受け

くれる存在だ、だから助かっているんで

すが、そこまで甘くないよと言つてはいるわけで

す。あくまで、それはしっかりと活用可能性がなけ

ればいけない。

ただ、活用可能性といった場合には、田舎のそ

ういう中山間地は結局活用されないじゃないか、

中間管理機構ができただけで実際に

は引き取つてくれないんだなというのも不幸なこ

とでして、そこで中間管理機構が、単なるスルー

して渡すのじゃなくて、まさにそこで頭脳集団と

いうか、そういうことで付加価値をつけて、いろ

いろなことをアドバイザーとして誘導していく存

在でなければいけないと思いますので、そこはそ

ういうことで、まさに農業のプロ集団という気持

ちを持つて、しっかりと育成して運用していかなければいけないと思います。

そういうことによつて、農地中間管理機構が地

域で信頼される存在になる。そうないと、なか

なか集約化は進みませんし、難しいことになつて

しまうと思います。条件のいいところは簡単なわ

けですが、そういうところをこなしてこそ、中間

管理機構の真価が問われると思いますので、よろ

しくその辺は御指導と運用をお願いしたいと思ひ

ます。

次に、生産調整について伺いたいと思います。

実は、これは何回も議論させていただいており

ますが、私は、やはり行政によらない自主的な生

産調整というのがなかなか理解できないわけで

す、済みません、恐縮ですが、実感できないとい

うことです。

これまでの政府の答弁は、きめ細やかな情報提

供だと。きめ細やかな情報提供、これが本当に必

要なことでありまして、これをもとにみずからが

判断できるような仕組みをつくっていくということ

に尽きるわけです。

これも参考人質疑のときに、私の疑問に対し

て東大の中嶋教授は、きめ細やかな情報提供という

のはまず必須なんですかとも、それプラス、販

売先との契約をどれだけ事前にできるか、契約能

力、販路開拓能力とか、そういうところだろうと

思いますが、そういうことがどれだけできるか、そういう事

それによって作付に大きく影響する、そういう事

前めなどをつける能力、ネゴの能力とすることも

あるんでしようが、そういうことがまず必要だと。

そういう商慣行の、よりレベルアップするとい

うこともあわせて組み込んでいく必要があるんじや

ないか、その組み込み、仕組み方が必要だと。

そのときに、確かに大臣もこれまでそういうこと

はおっしゃつていただいたと思いますが、生産者

団体がどのような役割を果たすのか、そして流通

踏まえて、主食用と非主食用をどういう作付にす

るか、麦、大豆についてどういうふうに作付する

か、こういうことに関しても、やはり生産者と集荷

業者、これが相談をして決定をする。それから、

みずから販売をしている生産者は主体的な経営判断に基づいて決定するということが想定をされる

わけで、こういうことができるよう環境整備を

進めるということでございますので、何か、情報

だけ出ししゃつたら全部やるということではなくて、いろいろな集荷業者、団体が生産者と一緒に

なつてやる場合が想定されるわけです。

政策面の仕組みが必要だと思います。そこが、こ

うやついくと言つていただき、わかれ、もう

うちよつとすつきりするんです。本日は、そういう

ことを聞きたいわけです。

ちなみに、もう一つ、同じ質問に対しても、東京

農大の谷口教授は、きめ細やかな情報提供で生産

者団体が自主的にやつていける、生産者が自ら

にやつていくことは理想で、それが本当にはいいことだと。それはそうです。ただ、実際には

難しいだろう。だから、公的な関与は私は必要だ

と思うし、残らざるを得ないのでないかと。なぜ

ぜ公的な関与がうまくいかというと、これは、

生産調整とリンクしているかどうかは別として、

補助金があるからだと。補助金がない純粋民間だ

とアドバイザーモデルだけになるから、なかなかそ

こはうまくいかないんじゃないかというふうをおつしやつておつしやつておりました。

そこに対するお答えになるか。端的には、まさに前者のことに対するお答えいただきたい

ですが、生産者団体及び流通業者の役割というものをどうやって今言つたような形で組んでいくよ

うな施策の支援、展開をしていくのか、そこをお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 大変大事なポイントだ、こういう

ふうに思つております。

我々が今回決めたものは、五年後を目指して、行

政による米の生産数量目標の配分に頼らないで、行

農業者が、集荷業者、団体と一緒にになって、マーケットを見ながらみずから

に基づいて需要に応じた生産、販売ができる環境

整備を進め、こういうことになつております。

具体的には、この間も申し上げたかもしれませ

んが、全国の需給見通しを出す、県内の米の売れ

行きの情報を出す。それから、各地域で水田フル

活用ビジョンをつくつてもらう。こういうことによつて

も含めてしっかりと支援できる体制をとらなければ

いけないという問題意識を私も持つてあります

で、そこはそういうことでやつていくべきだろうと思います。

戸別所得補償はなぜいいかというと、私はそれがシンプルでいいなと思っていまして、実質、生産調整に参加すると支払われるというインセンティブを与えて、あめを与えて生産調整をやると思っています。

その合理性から見ると、確かに、単なるはうつておくのではなくて、アドバイザー、バックアップをやるというのはわかりましたが、何となくそこの手段、手法がないという、ちょっとそこはすつきりしない部分があるのと、そこはしつかり、まさに行政も含めて、経営判断、将来の需給見通し、その能力はかなり磨かぬきやいけないという部分があるので、ある意味で、こういう補助金とか誘導でやつたよりも難しいのだろうなと思っています。

そこが恐らく、私もすつきりしませんが、実際農業をやられる方も、ほっぽっておかれないことはわかつたけれども、しかし、本当に行政が的確に、民間の商社みたいな形でしつかり見ながらやっていく能力があつて、本当に我々を誘導してくれるのか。誘導してくれるというのがいいとは言いませんけれども、本当は自主的にやらなきやいけないんですが、自主的なことを前提に、自主性を發揮させてもらひながら、しかし、そこはうまく支援してもらえる、そういうことになるのかというのが、不安なのだろうなと思います。

それで、もう一つ、その関係でお伺いしたいんです。

農協改革が、今議論になつたり、先日、日経新聞にも載つていました。これをやつていくためには、以前も質問しましたが、まさにJAが、行政同様、かなり経営能力と需給見通しの専門家集団に生まれ変わらなければいけない。

ということは、まさに規制改革会議で言われた

ような観点からだけではなくて、そうではなく

て、必要なのは、まさに米の生産調整を実質廢止した中で農協に負うべき部分が大だとすれば、そういう能力を発揮させて強くしていく、強化するための農協改革であらなければならないと思つて

います。

そこの農協改革との関係というのは、どのようにお考えでしょうか。

○林國務大臣 さすが畠委員の質問の組み立てはよくできておりました。午後五時三分散会

時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。  
○坂本委員長 次回は、明十六日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会します。

そこで、この生産調整の見直しがなかつたとしても、そもそも協同組合としての農協のスタートは何であったかということを考えれば、有利販売と、それから有利な資材の購入によつて農業者の所得を向上させる、そのためのみんなが集まつて協同組合をつくろう、これがそもそものスタートでございますので、まさに農産物販売等に最重点を置いて積極的に農協が取り組むためにどうしたらよいか、経済事業をみずから農協が工夫して展開するにはどうしたらよいか、その際、連合会や中央会が農協の努力をどうやってサポートするか、こういうことをやはり真剣に検討しまして、農業者、特に担い手の皆さんに評価される組織、こういうふうになつていく必要がある、こういうふうに考えております。

規制改革会議等でも議論が行われておりますけれども、今申し上げたような考え方で、しつかりとこの改革の議論をやつてしまいりたいと考えておるところでございます。

○畠委員 ありがとうございました。

農協改革は私が必要だと思います。今の農協の状態でいいわけではありませんので、しつかり機能する農協をつくつていただきたい、そういう意味での改革をしつかり進めるべきだと思いま